

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 6 月 1 1 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和3年6月11日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第24号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例等の一部改正)
日程第6	議案第25号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市都市計画税条例の一部改正)
日程第7	議案第26号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例 措置に関する条例の一部改正)
日程第8	議案第27号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度岩出市一般会計補正予算第10号)
日程第9	議案第28号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号)
日程第10	議案第29号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)
日程第11	議案第30号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)
日程第12	議案第31号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度岩出市一般会計補正予算第1号)
日程第13	議案第32号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第14	議案第33号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について
日程第15	議案第34号 岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第16	議案第35号 令和3年度岩出市一般会計補正予算(第2号)
日程第17	議案第36号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第18	議案第37号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第19	議案第38号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算(第1号)
日程第20	議案第39号 市道路線の認定について

日程第21	議案第40号	動産の取得について
日程第22	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第23	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第24	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第25	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 3 年第 2 回岩出市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第 24 号から議案第 40 号までの議案 17 件につきましては、提案理由の説明です。諮問第 1 号から諮問第 4 号までの人権擁護委員候補者の推薦につきましては、執行部の説明、質疑、討論、議会の意見です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○福山議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、尾和正之議員及び福岡進二議員の兩名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会期の決定

○福山議長 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 30 日までの 20 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 30 日までの 20 日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 諸般の報告

○福山議長 日程第 3 諸般の報告を行います。

5 月 21 日に開催された令和 3 年度和歌山県市議会議長会第 1 回総会における永年在職議員表彰で、本市議会においては、増田浩二議員が議員 20 年以上の特別表彰を、井神慶久議員、市來利恵議員が議員 15 年以上の一般表彰を受けました。また、5 月 26 日に開催された第 97 回全国市議会議長会定期総会における表彰で、本市議会においては、山本重信議員、井神慶久議員、市來利恵議員が議員 15 年以上の一般表彰を受けましたのでご報告いたします。

皆様、誠におめでとうございます。これまでの議員活動に対しまして敬意を表しますとともに、今後も市政発展のためにご活躍を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案17件、諮問4件と報告4件であります。

次に、令和3年第1回定例会から令和3年第2回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和3年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

令和3年4月16日金曜日、京都市で開催予定でありました第86回近畿市議会議長会定期総会については書面での開催となり、議長が書面決議書を提出いたしました。

主な内容は、令和2年4月13日から令和3年3月31日までの会務報告、令和元年度会計歳入歳出決算報告、令和2年度会計前期出納検査結果報告、支部提出議案4件の審議、会長提出議案の令和3年度会計予算の審議及び役員を選任についてでありました。

書面による決議の結果、報告、議案、協議事項について、原案どおり承認され、当市は近畿市議会議長会理事及び全国市議会議長会評議員並びに市議会議員共済会代議員に選任されました。

次に、令和3年5月21日金曜日、紀の川市で開催予定でありました令和3年度和歌山県市議会議長会第1回総会についてはウェブでの開催となり、議長が出席いたしました。

主な内容は、令和3年2月10日から令和3年5月20日までの会務報告、令和2年度会計決算報告及び令和3年度会計予算案の審議、次期総会開催市と日程及び近畿市議会議長会支部提出議案の協議についてでありました。

会議の結果、報告、議案、協議事項について、原案どおり承認されました。

次に、令和3年5月26日水曜日、東京都で開催予定でありました第97回全国市議会議長会定期総会については書面での開催となり、正副会長、監事選任案、部会提出議案27件及び会長提出議案5件の議案審議、部会等推薦役員を選任、顧問、相談役委嘱案の各協議事項の賛否について、議長が書面にて回答いたしました。

書面による協議の結果、全ての議案について可決されました。

次に、令和3年5月27日木曜日、東京都で開催予定でありました市議会議員共済会第122回代議員会については書面での開催となり、役員を選任、令和2年度会計決算の認定、第121回代議員会協議事項の専決処分の承認の各協議事項の賛否について、議長が書面にて回答いたしました。

以上です。

○福山議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○福山議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。失礼します。

議員の皆様におかれましては、平素より、岩出市の発展に対し、ご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、本日は、ご多用にも関わりませず、皆様方にご出席をいただき、令和3年第2回岩出市議会定例会を開催できますこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、猛威を振るう新型コロナウイルス感染症についてですが、4月25日より大阪をはじめとする都道府県に順次、緊急事態宣言が発出され、また、その期限が延長されるなど、依然として厳しい状況が続いております。

岩出市でのワクチン接種につきましては、4月26日より施設入所の高齢者への接種を開始し、5月16日より総合保健福祉センターにおいて、一般の高齢者に対する集団接種を実施しております。国の方針に従い接種が早期に終了できるよう、鋭意取り組んでまいります。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の岩出市行政について、ご報告をいたします。

初めに、岩出市根来地区の産業廃棄物許可申請等に係る事前調査書についてであります。市民、市議会等の皆様方のお力添えをいただきましたおかげで、3月23日、県に対し、事前調査廃止届出書が提出されました。誠にありがとうございました。

次に、市制施行15周年記念令和3年度市民表彰式についてであります。6月20日曜日、午後1時30分より市民総合体育館において、感染対策を講じながら挙行いたします。

議員の皆様におかれましては、ご多用とは存じますが、ご臨席賜りますようお願い

い申し上げます。

次に、「クリーン缶トリー運動イン岩出」についてであります。毎年7月の河川愛護月間に、「ごみのないまち・きれいなまち・美しいふるさとづくり」の推進を目的として開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、残念ながら、昨年度に引き続き、今年度も見送ることを決定いたしました。

なお、生活環境の保全に対する認識を深めることは重要であることから、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、地域の清掃活動等を支援するとともに、美化意識の向上のため、創意工夫し、取組を進めてまいります。

次に、地域経済の活性化についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の低迷が長引いている影響で、市内事業者は深刻な打撃を受けています。市では商工事業者の支援と早期の経済回復を図るため、昨年度に引き続き国の地方創生臨時交付金を活用してプレミアム商品券事業を実施する予定であります。

なお、これに要する経費については、本定例会において補正予算を上程しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、いわで夏まつりについてであります。新型コロナウイルスの感染状況が今も不安定であり、密集、密接が避けられず、また飲食も伴う形でのイベントの開催は時期尚早と思われるので、今年度の夏まつりは中止も視野に入れて検討しているところであります。

次に、教育関係についてであります。学校教育では、新型コロナウイルス感染防止のための対応方針として、引き続き児童生徒の命と健康を守ることを最優先に学校運営に努めております。

令和2年度の卒業式及び令和3年度の入学式については、規模縮小、時間短縮により挙行しましたが、変異株による感染が拡大している中、学校行事については、今まで以上に慎重な対応が求められるものと認識しており、家庭内感染の防止など、保護者の皆様方にもご協力をお願いしているところであります。

これから夏に向けて、熱中症対策はもとより、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、保護者の皆様方のご協力をいただきながら、児童生徒の健康に配慮した学校運営に努めてまいります。

次に、生涯学習分野についてであります。議員の皆様方には4月10日の東京2020オリンピック聖火リレーにご参加いただき、ありがとうございました。聖火リレーでは、4名の岩出市民がランナーとして参加し、無事に終了いたしました。

岩出市では、東京オリンピックの開会日である7月23日、スポーツの日に、オリ

ンピック関連行事としまして、東京2020オリンピック記念イベントを予定しております。また、10月30日土曜日から11月21日日曜日までの23日間、和歌山県において、紀の国わかやま文化祭2021が開催されます。

岩出市では、旧和歌山県議会議事堂を主会場に、11月13日のいわで「現代詩の祭典」11月14日のいわで「俳句の祭典」をはじめ、様々な地域文化発信事業の実施を予定しております。この機会を捉え、岩出市の魅力や文化芸術のすばらしさをPRしてまいりますので、議員の皆様方のご協力をお願いいたします。

本日ご説明を申し上げました、これらの施策の推進に積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めてまいりますので、今後とも、議員の皆様方のご理解、ご支援をお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

続きまして、ここでいま一度、新型コロナウイルスワクチンの接種状況について、詳しくご報告をさせていただきます。

まず、実施体制については、本年1月26日、新型コロナウイルスワクチン接種対応プロジェクトチームを設置いたしました。現在、副市長以下、理事、保険年金課、子ども・健康課、地域福祉課、総務課危機管理室、情報推進室の職員、総勢15名を中心に、那賀医師会岩出班の協力の下、ワクチン接種事業の円滑な実施のため、全庁体制で対応をしております。

65歳以上の方への接種券の発送、接種予約及び接種実績についてご報告をいたします。

4月7日、令和3年度中に65歳以上となる1万3,335人に接種券を発送し、同日よりコールセンターによる電話予約を開始いたしました。接種予約の状況ですが、6月9日現在、1回目の接種予約者は1万740人となっており、高齢者施設等の入所者を除く接種予約率は86.7%となっております。

接種実績についてですが、集団接種は5月16日日曜日より総合保健福祉センターを会場に実施しております。また、市内にある29の高齢者施設等の入所者及び施設従事者に対しては、4月26日より施設内での接種を順次実施しており、6月9日現在、同施設で2回目の接種を終えています。

なお、1回目の接種を終えた方については、6月9日現在、高齢者施設の入所者実施分を合わせて5,684人であり、対象者に対する接種率は42.6%、2回目の接種を終えた方は1,601人で、接種率は12%であります。

続いて、16歳以上64歳以下の方への接種についてご報告をいたします。

接種券の発送については、予約時等の混乱を避けるため、年齢を区分し、順次発

送することとしております。60歳以上64歳以下の3,292人には6月15日、50歳以上59歳以下の8,187人には6月の25日、40歳以上49歳以下の7,976人には7月5日、30歳以上39歳以下の5,851人には7月の12日、16歳以上29歳以下の7,786人には7月の20日に接種券を発送する予定としております。

接種方法については、基礎疾患のある方を優先した集団接種とし、1回目の接種を7月11日日曜日から8月の22日日曜日の間で実施をいたします。

なお、基礎疾患のない方への接種開始時期や方法等については、今後、市ウェブサイトなどを通じ、市民の皆様にも周知してまいります。65歳以上の方への接種完了の見通しが立ったため、64歳以下の基礎疾患のある方への接種と平行し、子供と接する機会が多く感染の影響が大きい保育所職員や小中学校教職員への接種についても順次実施していきたいと考えております。

市民の皆様への新型コロナウイルスワクチン接種が一日も早く進むよう、引き続き関係機関と連携の下、国の施策を見据えながら、11月末までの接種完了を目指して、プロジェクトチームを中心に全庁体制で対応してまいります。

以上でございます。

○福山議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第21 議案第40号 動産の取得について

○福山議長 日程第5 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第21 議案第40号 動産の取得についての件までの議案17件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明を申し上げます。

今回、ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が8件、条例案件が3件、令和3年度の補正予算案件が4件、市道路線の認定案件が1件、動産の取得案件が1件、計17件であります。

初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明をいたします。

議案第24号 岩出市税条例等の一部改正、議案第25号 岩出市都市計画税条例の一部改正、議案第26号 岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正については、地方税法などの法令等の改正に伴い、所要の改正を要したものであります。

次に、議案第27号 令和2年度岩出市一般会計補正予算第10号についてであります。既決の予算の総額に7,769万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を254億2,316万3,000円とするほか、繰越明許費及び地方債について補正したものであります。

主な内容は、歳入では、実績による地方消費税交付金、地方特例交付金及び地方交付税の補正のほか、各事務事業費の精算及び交付決定等による事業財源などについて、歳出では、各事務事業費の精算のほか、入札等による請負及び購入差額、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費及び決算収支見込みによる基金積立金などについて補正するものであります。

また、繰越明許費では、中央小学校空調改修事業費及び学校給食共同調理場空調改修事業費の追加、新型コロナウイルスワクチン接種事業費及びオリンピック聖火リレーイベント事業費の額の変更について、地方債では、減収補填債の追加及び緊急防災・減災事業に係る起債額の確定に伴う限度額の変更について補正するものであります。

次に、議案第28号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号についてであります。既決の予算の総額に2,320万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を56億1,304万4,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、財政対策補助金（県）のほか、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分・保険者支援分）、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計繰入金（地方単独事業波及分）について、歳出では、出産育児一時金及び国民健康保険事業運営基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第29号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号についてであります。既決の予算の総額から1,149万1,000円を減額し、補正後の予算の総額を34億4,091万8,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、介護給付費及び地域支援事業費に係る国・県支出金のほか、支払基金交付金、一般会計繰入金、雑入について、歳出では、介護サービス費に係る保険給付費のほか、介護認定審査会費、認定調査等費、サービス事業費、介

護予防ケアマネジメント事業費、任意事業費、介護給付費準備基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第30号 令和2年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号についてであります。既決の予算の総額から1,336万円を減額し、補正後の予算の総額を2,632万3,000円としたものであります。

主な内容は、墓地使用の申込件数が当初の見込数を下回ったことにより補正するものであります。

次に、議案第31号 令和3年度岩出市一般会計補正予算第1号についてであります。既決の予算の総額に5,998万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を170億3,148万9,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、国の総合経済対策関連事業に係る事業財源について、歳出では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費について補正するものであります。

次に、条例案件についてご説明をいたします。

議案第32号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第34号 岩出市介護保険条例の一部改正についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免措置について、令和3年度も引き続き実施するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第33号 岩出市手数料徴収条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

以上、条例案件でございます。

続きまして、令和3年度の補正予算案件についてご説明をいたします。

議案第35号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に2億8,641万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を173億1,790万5,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、国の総合経済対策関連事業に係る事業財源のほか、コミュニティ助成事業補助金などについて、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策事業費のほか、人事異動等による人件費、介護保険特別会計繰出金、下水道事業会計出資金、コミュニティ助成事業補助金、授業目的公衆送信補償金制度負担金及び長期債元金償還金などについて補正するものであります。

次に、議案第36号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額から156万8,000円を減額し、補正後の予算の総額を35億1,386万6,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、地域支援事業費に係る国・県支出金及び市繰入金について、歳出では、人事異動等による人件費のほか、介護給付費準備基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第37号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。既決の収益的支出の予定額から299万円を減額し、補正後の予定総額を9億1,005万7,000円とするものであります。

主な内容は、収益的支出において、人事異動等による人件費について補正するものであります。

次に、議案第38号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。既決の収益的支出の予定額から928万6,000円を減額し、補正後の予定総額を9億4,001万2,000円とし、既決の資本的収入の予定額から768万8,000円を減額し、補正後の予定総額を21億6,458万1,000円とし、既決の資本的支出の予定額に159万8,000円を追加し、補正後の予定総額を25億7,115万3,000円とするものであります。

主な内容は、収益的支出、資本的収入及び支出において、人事異動等による人件費について補正するものであります。

以上が令和3年度の補正予算案件であります。

次に、議案第39号 市道路線の認定についてであります。開発行為による帰属道路12路線を市道認定するため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第40号 動産の取得についてであります。情報系システム更改事業に伴うサーバー及びネットワーク機器等一式の購入について、予定価格が2,000万円以上であることから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明とさせていただきます。

何とぞ慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○福山議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について～

日程第25 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 福山議長 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件から日程第25 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についての件までの諮問4件を一括議題といたします。

執行部から説明を求めます。

生活福祉部長。

- 松尾生活福祉部長 諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号、諮問第4号につきまして、一括して説明させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年6月11日提出

岩出市長 中芝正幸

記以下でございますが、

住所 和歌山県岩出市中黒515番地

氏名 平野明美

生年月日 昭和27年10月19日生

諮問第2号では、記以下でございますが、

住所 和歌山県岩出市岡田101番地

氏名 西岡正光

生年月日 昭和23年4月5日生

諮問第3号では、記以下、

住所 和歌山県岩出市野上野533番地

氏名 藤原正章

生年月日 昭和26年6月29日生

諮問第4号では、記以下、

住所 和歌山県岩出市根来1396番地

氏名 松尾 隆

生年月日 昭和31年6月6日生

でございます。

一括して提案理由をご説明させていただきます。

人権擁護委員は、任期を3年として、法務大臣から委嘱されており、国民の基本

的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な措置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命として活動されております。

現在、岩出市内には8名の人権擁護委員がおられますが、今回お諮りいたしますのは、うち4名の人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

まず、諮問第1号は、住所 岩出市中黒515番地、氏名 平野明美氏の推薦についてであります。現委員の村中隆子氏が、令和3年12月31日をもって退任されることに伴い、その後任に平野明美氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見をいただくものです。

なお、同氏は、添付しております経歴書にありますように、昭和50年4月から平成25年3月までの長きにわたり、教育者として学校教育に携わってこられました。また、平成25年10月から現在に至るまで、岩出市人権推進懇話会委員、岩出市人権啓発推進指導員としてご尽力をいただいております。

このように長年の教員経験に加え、人権関係分野においても豊富な知識があり、今後の人権擁護活動などにご尽力いただける人格高潔で、人権擁護について理解のある平野氏が最適任であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、諮問第2号は西岡正光氏、第3号は藤原正章氏、第4号は松尾 隆氏の任期がそれぞれ令和3年12月31日をもって満了いたしますので、西岡正光委員、藤原正章委員、松尾 隆委員を引き続き人権擁護委員の候補者に推薦することについて、議会の意見を求めるものでありますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○福山議長 これより質疑に入ります。

諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件に対する質疑の通告はありません。

以上で、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論及び議会の意見をまとめます。

討論及び議会の意見は、議題ごとに行います。

諮問第1号に対する討論はありませんか。

(なし)

○福山議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第1号に対する討論を終結いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第1号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は、適任と決しました。

次に、諮問第2号に対する討論はありませんか。

(なし)

○福山議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第2号に対する討論を終結いたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第2号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は、適任と決しました。

次に、諮問第3号に対する討論はありませんか。

(なし)

○福山議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第3号に対する討論を終結いたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第3号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、諮問第3号は、適任と決しました。

次に、諮問第4号に対する討論はありませんか。

(な し)

○福山議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第4号に対する討論を終結いたします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第4号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、諮問第4号は、適任と決しました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月17日木曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月17日木曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時12分)



# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 6 月 1 7 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

令和3年6月17日

|       |         |                                                                   |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                                                   |
| 日程第1  | 諸般の報告   |                                                                   |
| 日程第2  | 議案第24号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市税条例等の一部改正)                               |
| 日程第3  | 議案第25号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市都市計画税条例の一部改正)                            |
| 日程第4  | 議案第26号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例<br>措置に関する条例の一部改正) |
| 日程第5  | 議案第27号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和2年度岩出市一般会計補正予算第10号)                       |
| 日程第6  | 議案第28号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号)                  |
| 日程第7  | 議案第29号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)                    |
| 日程第8  | 議案第30号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和2年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)                    |
| 日程第9  | 議案第31号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和3年度岩出市一般会計補正予算第1号)                        |
| 日程第10 | 議案第32号  | 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について                                             |
| 日程第11 | 議案第33号  | 岩出市手数料徴収条例の一部改正について                                               |
| 日程第12 | 議案第34号  | 岩出市介護保険条例の一部改正について                                                |
| 日程第13 | 議案第35号  | 令和3年度岩出市一般会計補正予算(第2号)                                             |
| 日程第14 | 議案第36号  | 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号)                                         |
| 日程第15 | 議案第37号  | 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号)                                           |
| 日程第16 | 議案第38号  | 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算(第1号)                                          |
| 日程第17 | 議案第39号  | 市道路線の認定について                                                       |
| 日程第18 | 議案第40号  | 動産の取得について                                                         |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第24号から議案第40号までの議案17件につきまして、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○福山議長 日程第1 諸般の報告を行います。

受理した請願第1号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書及び請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり、厚生文教常任委員会へ付託いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第18 議案第40号 動産の取得について

○福山議長 日程第2 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第18 議案第40号 動産の取得の件までの議案17件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第24号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、質疑を行います。

通告に従いまして、議案第24号 岩出市税条例等の一部改正について、この点については2点お伺いをしたいと思います。

まず1点目は、説明資料の中で、第36条の3の2、この中で給与所得者における扶養親族申告書において電子申請をした場合、税務署長の承認が廃止されているということが書かれています。その場合、承認という、この部分での最終的な責任というのは誰が負うようになったのかという点。

これと2点目に、附則の第26条で、床面積を50平米から40平米に緩和されるといふ、こういう措置が取られているわけなんですけど、岩出市において、対象世帯数というのがあったのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 おはようございます。

増田議員のご質疑についてお答えいたします。

まず1点目、第36条の3の2で、給与所得者における扶養親族申告書の電子申請で税務署長の承認が廃止されているが、最終的な承認責任は誰が担うようになったのかについてお答えいたします。

最終的な承認責任ということでございますが、国税関係帳簿書類の電子的保存等に係る手続の簡素化等の改正を踏まえ、税務関係書類の電子化推進の観点から、税務署長の承認が不要とされましたので、承認責任はなくなったものと考えます。

次に、2点目の附則第26条で、床面積を50平方メートルから40平方メートルに緩和される措置が取られているが、対象世帯数についてはお答えいたします。

これから令和4年末までの入居者が対象となりますので、世帯数については分かりかねますが、参考までに申しますと、固定資産税の課税資料における令和2年中の新築家屋のうち床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の新築家屋は、岩出市には該当はございませんでした。

以上でございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 国税の承認の責任というのは、要するに判こは押さなくてもいいですよという形にはなったと思うんですが、ただ、いろんな形で問題というんですか、電子申請にした場合に、何か問題というんか、不具合、不都合というんですかね、そういう部分については、承認の責任はなくなったけれども、最終的には税務署長さんが問題が起きたときなんかは責任を取るという形はそのまま残っているという、そういうことでいいんでしょうか。

○福山議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員の再質疑についてお答えいたします。

説明責任はなくなりましたが、ここでは給与支払者、事業所が電子申請を適正にできる要件を満たしていることが前提となっております。適正に電子申請をできるということが前提になっている。

なお、税務課でも申告内容とかにつきましても、公平・公正な課税のために、扶養認定チェックとか、それとか扶養調査等を行っており、是正しなければならない不正などがありましたら、適切に是正しております。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第27号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、議案第27号 令和2年度の一般会計補正予算の第10号について、8つの点についてお聞きをしたいと思います。

まず1点目は、農業人材力強化総合支援事業、これについては申請者がなかったというふうな説明もありましたが、当局として、なぜ申請者がなかったと考えているのかという、これ、まず1点目にお聞きします。

2点目には、移住支援事業、この部分についても実績がありませんでしたとされています。この実績がないことについて、市としての見解についてどのようにお持ちなのかという点、この点をお聞きします。

3点目は、不動産の売払収入という形で842万円、物品の売払収入という点でも87万円あるわけなんです、その場所と内容についてお聞きをします。

4点目には、自治会振興助成金というのが、今年度、減額となっています。これはどうしてなのかという点、この点をお聞きします。

5点目には、生活保護の扶助費、ここでは約7,000万円減となっているわけなんです、新規の保護ですね、その点と、この間、自立という点が、やはり必要になってくるわけなんです、自立のための実績という状況なんかはどうなっていたのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

6点目は、クリーンセンターの入札ですね、4トン車の入札、ここでは1車という形の中での差額というのが282万円という形で説明されました。当初見積りとの関係で、かなり大きな差が出ているんじゃないかなというふうには思うんですが、

当初見積りとの見解についてお聞きをしたいと思います。

7点目は、令和2年度については、予備費として1億5,000万円を計上されてきました。最終的には、どのように活用されたのかという点、この点もお聞きをしたいと思います。

8点目は、老朽化対策という形で、公共施設の整備基金というところに2億円を積み立てられていますが、この点については、これを対象として老朽化対策という形で考えておられるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 農業人材力強化総合支援事業についてですが、国の交付金制度に基づいて、本市においても実施しているところであり、交付要件については、全国一律の条件で実施しているものであります。令和2年度では、相談等ありましたが、支援策はあるものの、農業による生活費の確保などの問題や農機具等への投資リスクなどにより、資金の交付までに至らなかったものでございます。

次に、移住支援事業についてでございます。こちらも和歌山県と連携し、東京一極集中の是正及び県内の中小企業等の人手不足を解消することを目的として、東京23区や東京圏からの移住による県指定事業所への就職や起業した者を支援する制度であります。残念ながら、令和2年度においては、交付要件に当てはまるものがなかったというところでございます。

○福山議長 財務課長。

○西浦財務課長 ご質疑の3、7、8点目についてお答えいたします。

まず3点目の不動産売払い、物品売払いの場所と内容についてですが、不動産売払収入の内容は法定外公共物等であり、単独利用が困難等の理由により不要となった法定外公共物等を隣接所有者が一体利用することを条件に、売却しています。

売却場所は、岡田の里道と道路、中島の里道2件、吉田の道路、川尻の道路、曾屋の里道、同じく、曾屋の水路、山の里道、根来の水路、中迫の里道の計10件です。

物品売払収入については、市内巡回バスの買換えに伴い、不要になった車両を売却したものです。

次に7点目、予備費についてですが、予備費については、今回の議案にございませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

次に、8点目の公共施設整備基金の積立ての対象施設についてですが、公共施設整備基金の積立ての対象施設については、全ての公共施設を対象としております。

以上です。

○福山議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員ご質疑の4点目、自治会振興助成金の減額についてですが、これにつきましては、令和2年度当初予算において助成金の交付世帯を1万5,600世帯と見込んでいたところ、実績が1万4,288世帯と見込みより少なかったことから、減額補正するものでございます。

市といたしましては、地域における諸問題の解決や大規模災害発生時の共助などには、自治会による地域の連携と取組が必要であると考えており、自治会加入の取組として、転入者及び転居者に対して自治会加入チラシの配布を行い、また広報紙に自治会への加入を呼びかける記事を定期的に掲載するなど、引き続き加入促進及び自治会等振興助成金制度のPRに努めてまいります。

○福山議長 生活支援課長。

○正木生活支援課長 増田議員ご質疑の5点目についてお答えいたします。

令和2年度の生活保護を受けた世帯数及び人員については、年間延べ世帯数3,788世帯、延べ人員4,480人となります。今回の減額補正については、当初予算時の生活保護世帯及び人員見込数を実績が下回ったためのものであり、前年度との実績比較については、人員数が220人の減、保護率が0.36パーミルの減、世帯数が58世帯の減となり、扶助費総額については6億8,756万3,785円の対前年度1,609万473円の増額となっております。

議員ご質疑の新規保護については、令和2年度で62世帯の85人が新たに保護を開始しており、前年度の54世帯の66人と比較し、8世帯の19人が増加しております。

また、自立については、就労収入の取得により、令和2年度で13世帯が保護廃止となり、令和2年度の新規就労率については41.7%の対前年度1.2%の増となります。

引き続き稼働能力、資産、他方他施策の活用や扶養義務者からの援助など、自立世帯の増加に努めるとともに、生活保護への適正受給に対する指導指示への取組を進めてまいります。

○福山議長 クリーンセンター所長。

○大島クリーンセンター所長 増田議員ご質疑の6点目についてお答えいたします。

今回購入した4トン灰運搬車は、アームロール式の特殊運搬車両であり、当初予算を積算する段階で、複数のメーカーから参考見積りを取った上で、最低見積額を予算計上しておりました。

今回初めて購入する特殊運搬車両であったため、仕様書作成時において、再度経済性、それから作業効率等を精査したことによるもので、あと、指名競争入札参加者の企業努力によるものであったと考えております。

以上です。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 農業人材力強化総合支援事業ですね、これはあくまでも国の制度だという説明がされました。この点では、こういった制度ですね、この制度を実際には岩出市として活用できる制度の検討という部分なんかはできないものなんでしょうか。

この点がまず1点と、2点目に、移住支援事業については、今も説明もありましたけれども、この点については市独自で移住支援事業という、こういう移住支援ができる、こういう実質的に活用できるためのそういう制度への議論、こういう部分については、市としてはどのようにされてきたのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、自治会振興助成金なのですが、説明の中では1万5,600世帯から、実質的には1万4,200世帯という世帯になったんだという説明でした。実質的には人口そのもの自身についてはそんなに変わってない中で、1,400世帯というのが減になったという、この点については、自治会振興助成金そのもの自身の請求というんですかね、この請求をしてきた自治体数が減ったということなのか、それとも実質的には、自治会から脱退していくというような形の中で、こういうような状況が生まれてきたのか。申請自体の自治体の申請数ですね、自治体の申請数そのものもなんかは大幅に減ったというふうな形になるのか、この辺のところ、ちょっと幾つかお聞きしたんですけどもね、実績についてはどんな形になったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、老朽化対策なのですが、市として、この間、公共施設の整備基金というようなところに、この間、今年は2億円なのですが、以前からもこういうような形で、公共施設の整備基金への積立金というような形が行われてきています。この点では、岩出市として、対象老朽化対策として、当面、どの施設ですね、全ての施設のために必要なんだという答えだったんですが、市としては、当面、どの施設が改修を早急に求められている施設なんだというような認識を持っているのか、この点だけお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。



産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

農業人材力強化総合支援事業についてでございますが、市としての活用の検討というご質疑であったかと思いますが、市としましては、全国一律、国の制度で条件実施しているものでありますので、県とともに、那賀振興局でありますとか、それから紀の川農業協同組合、また岩出市農業委員会など、関係機関と連携を密にして、就業に向けての個別相談、また農地の権利取得の手続や方法の説明とか、そういった制度の周知や推進に努めているところでございます。特に、これについての活用の検討というところまでは至っておりませんが、そういったところで推進を努力している状態でございます。

それから、次、2点目の移住支援事業についてでございますが、こちらも市独自の活用についての議論ということでございましたが、制度につきましては、こちらも和歌山県の中で統一した制度として、全国的にやっている事業でございますが、和歌山県で統一した制度としてやっておりますので、現在のところ、制度としては充実したものになっていると思っております。

ただ、それがなかなか要件に当てはまるものが出てきてなかって、利用が少ないという状況でございますが、それに対して、特に市の施策において、この移住支援について、特に力を入れるというような独自の議論というのは考えておりません。

○福山議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

自治会振興助成金ですけれども、区自治会の現状といたしましては、役員の成り手不足や高齢化、活動普及時の減少などによりまして、加入世帯は年々減少傾向にございます。

また、申請件数等につきましてはですが、令和元年と2年ですが、令和元年度では、全自治会数388団体中331団体の申請、令和2年度におきましては、全団体数が389団体の中、申請は324団体と減少傾向にはございます。

○福山議長 財務課長。

○西浦財務課長 再質疑にお答えいたします。

公共施設整備基金に関しましては、短期的には、現在設計中の庁舎1階の改修などを予定しております。また、中長期的には、体育施設、総合体育館の改修を想定して積立てを行ったものでございます。

なお、各所管課と、今後調整を取った上で、公共施設の建物の改修に対しては、

調整を取って予算化していきたいと考えております。

以上です。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 それでは、議案第29号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 29号では介護保険の第4号なのですが、この中では介護認定の審査回数減というような形にも説明されました。この点では、当初の開催見込みの回数をどれぐらい見ていたのかと。そしてまた、それがどれぐらい減ったのかという点、そして、開催数の減によって審査されるべき件数等、この点については負担というんですか、審査件数が増えたりとかということはなかったのかどうか。審査されるべき件数等での影響というのはどのようなものだったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

2点目は、居宅介護と地域密着型のサービスというところで、利用人数が減というような形になっているわけなのですが、これはどういう理由で減ったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、サービス事業費においても、利用者減という説明をされてきたんですが、訪問型と通所型のサービスについて、当初の見込みと実際の実績数というのは、どのような形となったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

最後には、ふれあい給食事業というのが中止されたという説明もされました。このことによって、中止による補填とっていいんか、駆り出されている社会福祉協議会ですか、ここについての対応面という部分なんかは、どうされてきたのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目、審査会は、当初開催見込みからどれくらい減ったのかについて、審査会の開催数は、当初は89回を見込んでいましたが、実績は77回で、12回減少しています。減少の理由は、新型コロナウイルスに係る要介護認定の臨時的な取扱いにより、感染拡大防止を図る観点から、訪問などの面談が困難な場合、申出によって認定有効期間を延長することができるようになったため、調査や審査会等、開催せずに有効期間を延長したことが主な理由であり、審査されるべき件数への影響はございま

せん。

続いて2点目、居宅介護地域密着型サービスの利用人数は、なぜ減ったかにつきましては、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、共に通所介護などの通所型のサービスの利用件数が減少しております。通所型のサービスは複数の利用者が集うため、利用者が新型コロナウイルス感染予防の観点から、サービスの利用を控えた影響が大きいと考えております。

続いて3点目、サービス事業費の訪問型と通所型の当初見込みと実績につきましては、サービス利用件数が減った基準緩和型の訪問型サービスは、当初見込み1,905件、実績は1,404件でありました。また、同じく減少した通所型サービスについては、基準緩和型の通所型サービスは、当初見込み372件、実績は280件、従前相当の通所型サービスは、当初見込み3,036件、実績は2,442件になっています。

続いて4点目、ふれあい給食サービス中止による補填であります。この事業は社会福祉協議会に委託し、ボランティアにより行っている事業であります。委託料は材料費分であり、中止により材料等、購入していないことから、社会福祉協議会に対し、特に補填の必要がないものと考えます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第35号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 35号については令和3年度の一般会計の補正予算です。この点では4点お聞きしたいと思います。

子育て世帯の生活支援特別給付金、これについては1人につき5万円給付がされるものなのですが、説明の中では1,016人の方が対象だというふうに説明されました。この給付金の給付時期は、いつを想定されているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

2点目には、高齢者食の応援事業、これについては昨年度も行われたんですが、昨年度においての改善点、こういうところを改善しなければならないのではないかという点などはどういうふうに捉えて、そして、今年度行うときにはどのように取り組んでいくのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目は、プレミアム商品券、これも昨年度に引き続いて行うわけなのですが、やり方ですね、方法については同じ方法なのかどうかという点、この点をお聞きしたいと思います。

4点目は、この予算では、財政調整基金に6,129万円積み立てるという形になっているようなのですが、市民生活の支援という形に、十分有効できる財源がありながら、財政調整基金に積み立てる理由ですね、その理由についてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

子ども・健康課長。

○長倉子ども・健康課長 増田議員のご質疑の1点目、子育て世帯生活支援特別給付金の給付時期はにつきましては、対象者のうち、岩出市から児童手当を受給している市民税非課税世帯の方については申請の必要がなく、準備ができ次第、遅くとも7月末までに口座振込にて給付を予定しております。

家計急変者等の申請を必要とする方については、令和3年7月1日から令和4年2月28日までを申請受付期間とし、受理した方から、毎月月末に順次給付する予定としております。

○福山議長 地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 増田議員ご質疑の2点目、高齢者食の応援事業、去年の改善点をどう捉え、今年度どう取り組むのかについては、昨年度、お弁当配布と店舗でのクーポン券理由の両方を実施したところ、お弁当、クーポン券の希望者は、共に半数程度でありましたので、今年度もお弁当とクーポン券、どちらか好きなほうを選択できるようにしております。

また、昨年度はクーポン券も公民館等に取りに来ていただいておりますが、今年度は職員が対象者宅訪問時に配布するように考えております。

また、市内飲食店の活性化の1つとして、今年度は冊子を作成し、利用可能店舗の場所や連絡先だけでなく、写真やテイクアウトの可否、予約の有無など、店の情報を掲載するなどし、クーポン券の利用だけにとどまらず、冊子を見ることで市内の飲食店の今後の利用につながっていくよう工夫したいと考えております。

○福山議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 3点目、プレミアム商品券についてでございます。

本市では、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた地域経済の回復及び活性化を目的として、前年度に引き続きプレミアム商品券発行事業を実施する予定としております。実施方法としては、商品券発行総額を3億円から5億円に引上げ、基本的に前年度実施方法を踏襲した形で、より効果的に地域経済の回復を図れるよう、詳細について、商工会と検討を行っているところでございます。

○福山議長 財務課長。

○西浦財務課長 4点目についてお答えいたします。

今回の補正予算における財政調整基金の積立てについては、歳入歳出差額を今後の財政調整を円滑に行うため積み立てるものでございます。

以上です。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 子育て世帯の給付関係なんです、今説明では、申請の要らない方については7月末までだと。申請が必要な方については、毎月月末、受け付けるんだということなんです、この点については、申請が必要な方ですね、この方についての対応面というんですか、それは何か案内なり送られるのか、周知、申請が必要ですよという方への周知という点についてはどのように考えておられるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

2点目は、食の応援事業なんです、これは去年と違って、今年度は職員が訪問するんだということをおっしゃいました。その場合、職員が訪問するということは、事前に連絡というんですか、対象者の方に連絡を入れて、家でいていただくというような対応なんかを取られるのか、職員が直接行っても不在になるということなんかも考えられるので、その辺の対応については、どのように市として考えておられるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目のプレミアム商品券なんです、この点については、去年、抽せんというやり方やったら不公平ではないのかというような意見もあったと思うんですが、この点についてはどうなのかという点、市の見解をお聞きしたいと思います。

そしてまた、同時に市民に対しての周知という点ですね、これも非常に大事と思うんですが、この点については、前回からの改善というののどのように考えておられるのかという点、要するに、今年度実施していく上において、市としての対応面の改善、この点についてはどのように考えておられるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

子ども・健康課長。

○長倉子ども・健康課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

申請が必要な方への対応面の周知についてですが、新規に児童手当受給者等の申請があった方については、状況が分かる世帯につきましては、個別に案内通知を送

ります。家計急変等、状況が分からない方につきましては、新規に申請をしていただくという形になります。

また、市広報紙や市ウェブサイトに掲載、広報紙は2回以上の掲載を予定しております。10月と2月の児童手当の定期支払い通知にも周知を記載する予定としております。

○福山議長 地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 増田議員の再質疑のクーポンの配布の方法なんですけども、事前に連絡を入れて家にいていただくというような形じゃなくて、毎年、安否確認も兼ねて、職員のほうが8月中旬頃に対象者宅を回っておりますので、そのときに説明してお渡ししたいと考えています。

何回か訪問してくれるんですけども、不在の場合は市役所のほうに戻ってくるので、不在の方には、またこちらから通知を出して、連絡が来た場合、使い方のほう説明して送付する場合がありますし、取りに来ていただいたら、使い方もまた説明をしてというふうに対応したいと考えております。

すみません。お弁当については、9月の19、20日の2日間で、最寄りの公民館等8か所掛ける2日の16か所で考えておりまして、そちらのほうに取りに来ていただくというふうに考えております。

○福山議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 再質にお答えします。

プレミアム商品券につきまして、昨年度は抽せんによる発売方法ということで、不公平ではなかったかということですが、申込みが殺到したとき、抽せんというのは最も公平な方法だと考えております。実際のところ、昨年度は、第1次募集においては、申込数、上限に達しなかったため抽せんを行っておりません。2次募集で再度発売したような状況でございますので、何ら不公正は生じていないと思っております。

それから、昨年度、周知についてご指摘いただいたところでございます。議員ご指摘のとおり、昨年はコロナ禍、突然の事業といたしまして、急遽臨時議会までかけさせていただいてやった事業でございましたので、周知方法、至らなかった点もいろいろご意見としてお聞かせいただいております。今年度、今回につきましては、前回のノウハウもございまして、協力店舗、会員さんとかの体制も整っておりますので、周知には一層徹底してまいりたいと思っております。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○福山議長 続きまして、議案第40号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案40号については動産という形なんですけど、情報系のシステムの変更事業という部分の中の点を見てもみますと、3,500万円をかけてソフトウェアを改正するんだという対応を予定しているという形ですが、ウイルス対策という点、そういう点では、この3,500万円をかけて、どのような改善というのが見込まれるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員ご質疑の情報系システムの更改事業についてですが、現在使用しているウイルス対策ソフトの使用期限が来年1月末で切れるため、更新料を一括で購入した費用、これは約309万円になりますが、その分でございます、最新のウイルス対策が見込めるものとなっております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 この点については、ソフトウェアという点でのウイルス対策という、その点の1つとして、情報の漏れというんですかね、それをやっぱりなくしていくというのが非常に大事なんですけど、現実的には、岩出市としてもクラウド化というのが、今ずっと進められてきていると思うんですね。その点では、市としてのクラウド対策化という点も含めて、ソフトという部分の中には契約というんですか、そういう部分も含まれているのかどうか、この辺どうなのかという点だけお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、クラウド化ということでございますが、今回のものに関しましては、情報系のものでございまして、岩出市、本市がクラウド化しておりますものは、基幹系、住民基本台帳等ですね、そのものをクラウド化しております、こちらの情報系につきましては、クラウド化ということは考えてございません。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○福山議長　これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

　以上で、議案第24号から議案第40号までの議案17件に対する質疑を終結いたします。

　ただいま議題となっております議案第24号から議案第40号までの議案17件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○福山議長　以上で、本日の日程は終了いたしました。

　お諮りいたします。

　次の会議を6月25日金曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

　（「異議なし」の声あり）

○福山議長　ご異議なしと認めます。

　よって、次の会議は6月25日金曜、午前9時30分から開くことに決しました。

　本日は、これにて散会いたします。

　どうもご苦労さまでした。

散会

（10時15分）

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 6 月 2 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和3年6月25日

| | | |
|-------|---------------------------|---|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 議案第24号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例等の一部改正) |
| 日程第2 | 議案第25号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正) |
| 日程第3 | 議案第26号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例
措置に関する条例の一部改正) |
| 日程第4 | 議案第27号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度岩出市一般会計補正予算第10号) |
| 日程第5 | 議案第28号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号) |
| 日程第6 | 議案第29号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号) |
| 日程第7 | 議案第30号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号) |
| 日程第8 | 議案第31号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度岩出市一般会計補正予算第1号) |
| 日程第9 | 議案第32号 | 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第33号 | 岩出市手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第34号 | 岩出市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第35号 | 令和3年度岩出市一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 議案第36号 | 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第37号 | 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第38号 | 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第39号 | 市道路線の認定について |
| 日程第17 | 議案第40号 | 動産の取得について |
| 日程第18 | 請願第1号 | 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書 |
| 日程第19 | 委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申出について | |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議案第24号から議案第40号までの議案17件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第1号につきましては、厚生文教常任委員会の請願審査報告、報告に対する質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査及び継続審査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第17 議案第40号 動産の取得について

○福山議長 日程第1 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第17 議案第40号 動産の取得の件までの議案17件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案17件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長からの報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

6月17日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の外議案10件です。

当委員会は、6月21日月曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第10号）所管部分、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）、議案第33号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、議案第35号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第2号）

所管部分、議案第37号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第38号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第39号 市道路線の認定について、議案第40号 動産の取得について、以上11議案いずれも討論はなく、全会一致で、議案第24号 議案第25号、議案第26号、議案第27号の所管部分及び議案第30号は承認、議案第33号、議案第35号の所管部分、議案第37号、議案第38号及び議案第40号は可決、議案第39号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）及び議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）では、質疑はありませんでした。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第10号）所管部分では、有害鳥獣捕獲事業等補助金に関して、被害状況はどうか。また、捕獲件数の実績は。事業所支援給付金に関して、給付件数の実績は。給付漏れはなかったのか。また、当初の予定に対して少なかった理由は。移住支援金に関して、実績がなかったということであるが、市独自の支援策など、制度に対する議論はなかったのか。都市計画事業資金基金積立金に関して、どれくらいまで積み立てる予定なのか。また、どういった事業を想定しているのか。公営住宅管理費の工事請負費に関して、工事の内容は。について。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）では、根来公園墓地基金積立金について、積み立てる理由は。全国的にも厳しい状況の墓地販売について、今後の計画はどうか。について。

議案第33号 岩出市手数料徴収条例の一部改正についてでは、質疑はありませんでした。

議案第35号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分では、消防費におけるコミュニティ助成事業補助金について、その内容は。また、実績報告はされるのか。商工費の岩出市商工会補助金に関して、プレミアム商品券発行事業における商品券の販売開始時期は。について。

議案第37号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、及び議案第38号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）では、質疑はありません

んでした。

議案第39号 市道路線の認定については、今回の路線の中で、公共下水道に接続する予定の路線は。既存の下水道管、ガス管などの地下埋設物について、どういった取扱いをしていくのか。について。

議案第40号 動産の取得については、個人情報への対応として、デジタル庁の創設に伴い、特段のウイルス対策が必要になるようなことはないのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月17日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第10号）所管部分の外議案7件です。

当委員会は、6月22日火曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第10号）所管部分、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号）、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号）、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第1号）、議案第32号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第34号 岩出市介護保険条例の一部改正について、議案第35号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分、議案第36号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上8議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第27号の所管部分、議案第28号、議案第29号及び議案第31号は承認、議案第32号、議案第34号、議案第35号の所管部分及び議案第36号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第10号）所管部分では、国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金に関して、使い方は。また、歳出の超過勤務手当は市職員に係る

ものか。障害福祉費の扶助費と児童扶養手当に関して、減額となった理由は。生活保護費の扶助費に関して、受給者数減についての市の認識は。また、自立後の生活状況を把握しているのか。がん検診委託料に関して、新型コロナウイルス感染症の影響により受診率が下がっていると思うが、現状と対策は。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業委託料に関して、支出先はどこか。環境衛生費の需用費に関して、ごみ袋作成に係る入札差額によるものとの事前説明であったと思うが、その詳細は。また、ごみ減量化の観点から、今よりも小さいサイズのごみ袋作成の考えは。学校管理費の光熱水費に関して、プールの中止による減額と考えるが、今年度のプールの実施予定は。社会体育振興費の減額について、新型コロナウイルス感染症の影響による市民運動会等のイベントの中止に伴うものとするが、今後のイベントの実施については、どう考えているのか。紀の国緑育推進事業県補助金に関して、市立6小学校のうち4校が事業を中止したことによる減額とのことであるが、残りの2校はどうだったのか。老人福祉費、児童教育・保育費及び小学校費と中学校費の教育振興費における使用料、賃借料に関して、敬老会、保育所遠足などの中止に伴いバス借上料が減額となっていると思うが、キャンセル料は発生していないか。について。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号）では、出産育児一時金に関して、当初見積りと実績は。また、以前からの比較ではどうか。について。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号）では、介護サービス給付費やサービス事業費の減額は、利用者の減によるものとするが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものなのか、市の認識は。また、新型コロナウイルス感染症以外での要因は。について。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第1号）では、質疑はありませんでした。

議案第32号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第34号 岩出市介護保険条例の一部改正についてでは、減免措置の実績は。について。

議案第35号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分では、介護保険費のシステム改修委託料に関して、キャッシュレス化への対応との事前説明であったが、その詳細は。私立保育園等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金に関して、その支給方法は。について。

図書館費のICタグ導入委託料に関して、ICタグによる管理方法の詳細は。ま

た、導入に伴いかばんの持込みは可能になるのか。図書館費の一般備品購入費に関して、その内容は。また、機器導入による効率化に伴ってできる時間的余裕を読書活動の推進などの取組に活用すべきと考えるがどうか。小学校費と中学校費の教育振興費における授業目的公衆送信補償金制度負担金に関して、一度だけでいいのか、毎年支払う必要があるのか。について。

議案第36号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）の件、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）の件、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市一般会計補正予算第10号）の件、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号）の件、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号）の件、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）の件、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度岩出市一般会計補正予算第1号）の件、議案第32号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件、議案第33号 岩出市手数料徴収条例の一部改正の件、議案第34号 岩出市介護保険条例の一部改正の件、議案第35号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の件、議案第36号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第37号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）の件、議案第38号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）の件、議案第39号 市道路線の認定の件、議案第40号 動産の取

得の件、以上、議案17件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案17件に対する討論を終結いたします。

議案第24号から議案第40号までの議案17件を一括して採決いたします。

この議案17件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第31号までの議案8件は、原案のとおり承認、議案第32号から議案第38号及び議案第40号の議案8件は、原案のとおり可決、議案第39号は、原案のとおり認定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 請願第1号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書

○福山議長 日程第18 請願第1号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生文教常任委員長から報告を求めます。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

6月17日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第1号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書及び請願第2号 公立那賀病院の産科医師の確保を求める請願書の2件です。

当委員会は、6月22日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、質疑はありませんでした。

請願第1号については、討論の後、賛成者少数により不採択となりました。

請願第2号については、慎重な審査を要するため、継続審査とすることになりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

請願第1号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 請願第1号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書の採決に当たり、反対の立場から討論いたします。

医療費助成制度については、これまでも同僚議員が申し上げていたとおり、市町村それぞれの事情に左右されることなく、国の責任において、社会保障政策の一環として、公平な制度の構築が図られることが基本であると考えます。

当市議会においても、子ども医療費助成制度の創設を求める意見書を国へ2回提出した経緯があります。全国市議会議長会においては、全国統一の制度を国の責務として早期に創設されるよう要望しているところであり、また、執行部においても制度創設について、粘り強く要望を続けていると聞いております。

当市における子ども医療費助成制度については、小学生の入院医療費の拡充、未就学から中学生まで、全て所得制限の撤廃、中学生の入院医療費及び小中学生の外来医療費の拡充と順次取組が進められており、また、小中学生の外来医療費において償還払い方式から現物給付方式に支払い方法を改善されるなど、子育て支援に寄与しているものと考えます。

今後も子ども医療費助成制度を将来にわたって持続可能な事業として、適正に推進していくために、子育てについての第一義的責任を有する保護者に応分の負担をしていただくことは必要であります。

現在、市において子育てを支援する施策は、子どもの医療費助成だけでなく、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターぎゅっふるいわでを設置するなど、総合的な子育て支援として取り組んでおられます。

また、総合的な子育て支援をはじめ、社会保障制度の充実、地域医療体制の充実、高齢者福祉及び障害者福祉サービスの充実など、限られた財源の中でバランスを考慮しつつ、様々な福祉施策を積極的に進められてきています。

議会においても、住民全体の福祉の向上を考えていく上で、他の施策との関係を考慮しながら、市の施策全体の底上げを図っていくバランス感覚が必要であると考

えます。

よって、今回提出されている請願書につきましては、現時点において採択すべきではないと申し上げ、私の反対討論といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書の賛成討論を行います。

今、日本の国は少子高齢化の時代へとようになってきています。和歌山県でも、以前は100万県民と表現されていましたが、人口は94万人へと減少し、将来は80万人になるとの予測すら出てきています。各自治体では子育て支援策を強化し、住み続けられるまちづくり、子供たちが健康で健やかに成長できる権利を保障する上でも、医療費制度の拡充がされてきているのです。

国における成育基本法がつくられたのも、子育て家庭に関わり、医療等で切れ目なく施策を進める必要があるとして制定されてきたものです。この点からは、中学校までの通院医療費の無料化、所得制限の撤廃の願いは、保護者の切実な願いです。国や県に対して、医療費の無料制度の実施を求める点においても、成育基本法の理念を進める上でも必要と考えます。

岩出市は、和歌山県下で一番後れた制度であり、地域間格差の対策であることを考えても、この請願を採択することが必要だと考えます。

委員会での反対者の意見では、岩出市において順次改善策が図られてきている。持続可能な制度とする上では、保護者負担が必要と言われました。今、本会議でも同様なことを言われましたけれども、だとすれば、持続可能な制度とする上では、成育基本法を推し進めて、国の責任として、保護者負担のない国の無償化制度の改善を求めることが必要になります。

順次改善策が取られてきていると言いますが、現実には和歌山県下で一番後れた制度であり、市民の願いに応え、岩出市政に改善を求め、行政に市民の声を届けることこそ市民代表の議員の役割ではないでしょうか。

以上の理由をもって、この請願に対する賛成討論といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、請願第1号に対する討論を終結いたします。

請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○福山議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申出について

○福山議長 日程第19 委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月29日火曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月29日水曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時00分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 6 月 2 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

令和3年6月29日

| | |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問 |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○福山議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、2番、梅田哲也議員、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、13番、市來利恵議員、5番、奥田富代子議員、6番、尾和正之議員、14番、増田浩二議員、以上7名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、2番、梅田哲也議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

梅田哲也議員。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。2番、梅田哲也です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

質問事項は、1番目に、市民の皆さんに今非常に関心の高い新型コロナワクチン接種状況と今後の進め方についてと、2番目に、岩出市内のため池の防災対策についてお聞きいたします。

まず1番目に、新型コロナワクチン接種状況と今後の進め方についてお聞きをいたします。

2019年12月に中国の武漢で初めて確認された新型コロナウイルスは、2020年1月には日本国内でも感染者が確認され、世界各地にも広がりました。現在もパンデミックの状況を呈し続けております。

昨年来、和歌山県においても感染者が増加し、6月25日現在、累計2,671の方が感染し、岩出保健所管内でも334の方が感染して、県内でも49の方がお亡くなりになっております。日本国内では79万2,875人が感染し、1万4,636人の死亡が確認されております。お亡くなりになった方のご冥福と入院されている方のご回復をお祈り申し上げる次第でございます。

また、岩出市内においても、昨年11月に健康食品販売セミナーでクラスターが発生し、2月には保育所、4月には介護施設でもクラスターが発生し、不安な思いをされた市民の方々も多かったことと思います。

3密の回避、マスクの着用、手洗い、手指消毒の徹底、リモートワークなどの感染症への予防対策を取り続けて、既に1年半以上が経過しました。感染症にかかってしまうかもしれないというおそれはもとより、いつまでこの状況が続くのかという不安が市民の皆さんにもあったと思います。

そのような状況を打破すべく、ワクチン接種が4月から本格実施されております。ワクチンは感染症に対する免疫をつけたり、免疫を強めたりするためのもの、個人の発症や重症化の予防だけでなく、社会全体の感染症の流行を防ぐことにも期待が持てると考えます。

ただ、日本には、ワクチンイコール怖いという印象を持っている方も多いようにも思います。ワクチンへの関心が高まる中で、様々な情報が、特にSNS上で入り乱れ、中には冷静に考えれば誤りであると分かるような間違った情報も容易に信じられてしまっている傾向が一部にはあります。

新型コロナウイルスのこれ以上の感染拡大、流行の継続を防ぎ、デルタ株、デルタプラス株等の変異株の問題もございしますが、収束に向かわせ、正常な生活を取り戻すためには、一人でも多くの市民の方々がワクチンを一日でも早く接種することが喫緊の課題であると思います。

これらのことを踏まえて、次の4点をお聞きいたします。

まず1番目、先日の市長の行政報告にも、6月9日現在の接種状況の報告がございましたが、直近のワクチンの接種状況と終了見込みについてお聞きをいたします。

私自身も5月23日に1回目、6月13日に2回目が完了いたしました。受付、接種券の確認、接種とスムーズに実施できました。市民の多くの方からも、思ったより早く済んだ、打って安心したというご感想を多くいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

次に2点目、いろいろなミスも各地で起こっていると報道されておりますので、お聞きいたします。

原液の保管体制と1瓶からの接種回数についてお聞きをいたします。一般的には5ないし6回接種ですが、最近では7回接種できる注射器もあると聞いていますが、岩出市の場合はどうなっているのか、お聞きをいたします。

また、ワクチン接種後の副反応ですが、発熱、倦怠感、頭痛等の副反応が、特に2回目接種後に起こることが多いと聞いておりますが、市に対する報告はあるか、アナフィラキシー症候があったかどうか、お聞きをいたします。

次に3点目、政府の方針によりますと、11月末までに希望者に対する接種完了を

目指すようにという指針が示されていますが、64歳以下の基礎疾患のある方とそれ以外の方に対する接種完了見通しについてお聞きをいたします。

また、若い方ほど接種率が低くなる傾向が欧米諸国でも起こっているようですが、市として、今後、啓発活動をどのようにしていくのか、お聞きをいたします。

次に4点目、どうしても予約したのに予約が入った、体調が悪くなった等のキャンセルが出てくると思われます。キャンセル待ち対応は、今後若い人になるほど多くなってくると思いますが、市の職員の連絡が非常に大変だとは思いますが、続ける方針かどうかをお聞きいたします。

また、タクシー送迎事業は多くの市民の皆様方からご好評いただいておりますが、若い方にも接種後の副反応を心配されて、車で行くのをちゅうちょされる方もおられると思いますので、引き続き継続実施していただきたく思いますが、市の方針についてお聞きをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 梅田議員ご質問の1番目、新型コロナウイルスワクチン接種状況と今後の進め方についての1点目、直近の新型コロナウイルスの接種状況と高齢者向け接種の終了めどはにつきまして、現在、65歳以上の高齢者を対象とした集団接種を実施しており、6月27日現在、計11回実施し、延べ1万1,323人に接種しました。このうち2回目の接種済者は4,858人です。また、高齢者向け接種終了の期日については、7月31日を目途に取り組んでおります。

なお、市としましては、保育所、幼稚園の職員や小中学校職員等を対象とする職域接種も、7月4日から岩出市総合保健福祉センターの2階で実施する予定です。

続いて2点目、原液の保管体制と1瓶からの接種回数は、また、現在報告されている副反応についてにつきましては、総合保健福祉センターにおいて、国から割り当てられたマイナス75度対応のディープフリーザー、超低温冷凍庫によりワクチンを保管しております。

次に、1瓶当たりの接種回数は、使用する注射器により5回用と6回用とがありましたが、現在6回接種できる注射器を使用しております。

また、副反応については、6月27日現在、計11回1万1,323人に実施した集団接種において、一時的に気分が悪くなった方などはございましたが、休憩室にて復調されており、重症化等に至った副反応は現在のところございません。



続いて3点目、今後、64歳以下の基礎疾患のある方と64歳以下の一般の方への接種終了見通しは、また、若い方ほど接種率が欧米でも低い傾向にあるようですが、その対応策はにつきましては、6月15日を皮切りに、64歳から16歳の方へ順次接種券を送付しており、基礎疾患を有する方については、集団接種で9月12日までに接種終了を予定しております。また、一般の方への接種終了見通しについては、現在実施している集団接種と8月上旬から開始予定の個別接種とを併用し、11月末をめどに接種終了を予定しております。

なお、若い方への対応策については、今後、64歳以下の一般の方の接種予約状況を注視し、必要に応じ、広報紙やウェブサイト等により周知啓発を検討してまいります。

続いて4点目、キャンセル待ち対応とタクシー送迎事業は継続するのかわきましましては、貴重なワクチンを破棄することなく効率的に活用するため、キャンセル待ち対応を継続していきます。また、集団接種会場までの移動が困難な方を対象としたタクシー送迎事業につきましては、当初65歳以上の高齢者の方を対象としておりましたが、基礎疾患を有する方にも対応できるよう事業を拡充しております。

○福山議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 再質問で4点ばかりお聞きしたいと思います。

行政報告の補足説明によりますと、64歳以下の方への発送は6月15日、50歳から59歳以下の方には6月の25日、40歳から49歳以下の方には7月5日、30歳から39歳は7月の12日、16歳から29歳は7月20日となっておりますが、全ての年齢層で基礎疾患のある方を優先ということによろしいでしょうか。これが1点目です。

2点目に、岩出市内にある29の高齢者施設の入所者及び施設従事者への接種完了めどは、いつになるのか。また、介護専門業者も含むのか、グループホームも含むのか、お聞きしたいと思います。

3点目、基礎疾患のある大学生の方で自衛隊の接種センターで受けたいとの要望がございしますが、接種券を早く欲しいという声もありますが、こんな場合、発送日前でももらえるのか、お聞きをしたいと思います。

それともう1点、今の答弁にあったんですけども、キャンセル待ち対応の件ですが、これは基礎疾患を有する方に限定という理解でよろしいのでしょうか、お聞きします。

以上です。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目の64歳以下の方への接種券の発送についてということで、基礎疾患のある方が全ての年齢層で優先接種になるのかという再質問ですけれども、現在、市ウェブサイトには最新情報として掲載しておりますが、年齢別に順次発送している発送日を待たずして、優先接種を希望される64歳以下の基礎疾患を有する方につきましては、基礎疾患等優先接種届出書を提出していただくことにより、優先して接種券を発送いたします。

なお、基礎疾患を有する方のワクチン接種については、年齢順ということではなく、基礎疾患枠として接種期間を集団接種で設けておりますので、接種券を受け取った段階で市のコールセンターで予約を取っていただくこととなります。

それから、2点目の再質問ですが、市内にある高齢者施設等の入所者及び施設従事者への接種完了のめどは、あるいはまた施設従事者の接種として、訪問看護専門業者等のヘルパーなども含むのか、またグループホームも入るのかにつきましては、高齢者施設等の入所者及び施設従事者への接種完了は7月28日を予定しております。6月24日現在、当該施設29か所中27か所で1回目の接種を終え、うち19か所では入所者及び施設従事者、両方とも2回目の接種を終えております。

また、高齢者施設に併設した介護職員の方については、高齢者施設従事者として接種を既に実施しております。なお、グループホームについては、高齢者施設等に含まれますので、同様に接種を実施しております。

そして、3点目の自衛隊、防衛省が行っています大規模接種会場、大阪になるんですけども、そこへの接種に行きたいと。まだ接種券が届いていない場合、接種券を発行するのか否かということなんですけれども、ご希望があれば接種券を発行させていただきます。

4点目のキャンセル待ちについては、すみません、保険年金課長のほうから回答します。

○福山議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 梅田議員の再質問の4点目、キャンセル待ちの対象者について、基礎疾患のありの方だけが対象かというご質問でございましたけれども、キャンセル待ちの対象につきましては、基礎疾患のあるなしに関わらず、全ての方が対象とさせていただきます。それは継続させていただきます。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、梅田哲也議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2番目に、岩出市内のため池の防災対策について質問をさせていただきます。

農業用ため池は、古来より貴重な農業用水の水源として利用され、地域の財産として受け継がれてきました。和歌山県では、農業用水確保のため、地形を生かし、谷をせき止め、貯留する谷池が多く、和歌山県内に、現在4,984か所の農業用ため池があるそうです。これらの農業用ため池の多くは、水田から畑作への転作、新たな水源の確保、都市化に伴う転用等により、ため池依存度が低下、地域の財産としての関心が薄れてきているように思われます。

また、築造から相当年数が経過し、老朽化や劣化の進行、近代的な技術基準を満たさない施設規模のほか、農業者の減少、高齢化等による管理組織の弱体化など、様々な課題を抱え、近年、頻発する豪雨や近い将来発生が予想される東南海・南海地震、また岩出市で懸念されます中央構造線地震等の大規模地震によって、大規模な被害の発生が危惧されております。このことを踏まえて、5点について質問させていただきます。

1番目、岩出市内にあるため池の総数と防災重点農業ため池の定義と、その指定数について教えてください。

2点目、過去、改修を実施してきたため池の名称と地区名を具体的に教えてください。また、今後の改修実施計画はどのようになっているのかをお聞きします。

3点目、市として農業用ため池の管理者に対して適正な管理をするよう指導を行っているか、お聞きをいたします。

4点目、市内のため池に絶滅危惧種の動植物等が生育するため池はないのか、お聞きをいたします。

5点目、本年3月にため池ハザードマップの新版が作成されておりますが、今後、市民への周知啓発と防災訓練時の活用についてお聞きをいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 梅田議員ご質問の2番目、岩出市のため池の防災対策についてお答えいたします。

まず1点目、岩出市内にあるため池の総数と防災重点農業用ため池の定義と指定数についてですが、令和3年4月1日現在、岩出市のため池総数は43か所です。防災重点農業用ため池とは、ため池が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池と定義されており、その指定は和歌山県が行い、32か所です。

次に2点目、過去、改修を実施してきたため池は、今後の実施計画はについてですが、平成4年以降に改修したため池は15か所で、その内訳は、山地区の昭和池、岩谷池、相谷地区の西ノ池、大谷池、後住池、蔵谷池、西安上地区の大供池、安上地区の前谷池、徳上池、根来地区の住持池、中左近池、東坂本地区の新池、水栖地区の大池、山崎地区の大池、竹谷池で、うち3か所、相谷地区の大谷池、根来地区の住持池、山崎地区の大池は、平成24年度に県が策定したため池改修加速化計画による改修となっております。

また、同計画では、残り3か所の改修を計画しており、1か所は山地区の大池で、現在、改修工事を行っており、今年度、完了予定です。残り2か所は根来地区にある丹生池と桃坂新池で、今後、年次計画に基づき実施してまいります。

なお、丹生池につきましては、今年度、事業計画書を作成しております。

次に3点目、市は農業用ため池の管理者に対して、適正な管理をするよう指導を行っているのかについてですが、岩出市では、これまでもため池の管理者に対し、草刈りの実施や大雨前に池の水位を下げるなど、適正に管理するよう指導を行ってきたところですが、今後も引き続き、梅雨や台風シーズン前など、機会を捉えて適宜ため池保全の適切な貯水管理の指導を行ってまいります。

次に4点目、絶滅危惧種などが生育するため池はないのかについてですが、乱獲されるため詳細は公開することはできませんが、平成13年にカワネジガイの生息が確認されたため池は存在します。

○福山議長 総務部長。

○中場総務部長 梅田議員ご質問の2番目、岩出市内のため池の防災対策についての5点目、ため池ハザードマップの市民の方への周知についてです。

ため池ハザードマップは、岩出市防災マニュアルと同時に作成し、平成27年3月に全戸配布済みです。

今回のため池ハザードマップ改訂版につきましては、現在、市ウェブサイトへの掲載や各公共施設への設置、新規転入世帯への窓口配布等を実施しています。

ため池ハザードマップの防災訓練時の活用については、市が主体となり実施する

地域防災訓練や自主防災組織等が各地域で実施する訓練等において、職員による防災マニュアルの講話の中で、ため池決壊前の前兆事象や決壊時の避難方法を説明する際に活用しています。

今後も職員が地域に出向き、防災マニュアルについて語る機会を増やしていくことで、ため池ハザードマップの周知徹底を図ってまいります。

○福山議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2点お聞きしたいと思います。

1番目に、前回、平成27年度作成のハザードマップと、今年に作成したものとの違いについてお聞きをいたします。どういうふうに違うのか、お聞きをいたします。

2点目に、一昨年、南大池の地蔵池は農業用水としての利用もなく、ガマの穂が茂り、近隣の住民の方々からの苦情も多かったんですが、水利権者の同意も得て廃止工事を実施していただきましたので、市民の皆さんから大変喜ばれております。こういった池はほかにないのか、お聞きをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問についてお答えいたします。

前回と今回作成したハザードマップの違いについてですが、平成27年3月にため池の位置、浸水予想区域、避難場所を記載した市全体のため池ハザードマップを作成し、市防災マニュアル内に掲載、全戸配布していました。今回作成したハザードマップは、平成30年7月の豪雨で広島県を中心に32か所のため池が決壊し、甚大な被害が発生したため、防災重点農業用ため池の基準が明確化され、また併せて、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が令和元年度に制定されたことにより、これまでのため池の位置、浸水予想区域、避難場所に加え、到達時間、浸水の深さの記載が必要になりましたので、防災重点農業用ため池32か所を対象に、到達時間、浸水の深さを加えた個別のハザードマップを作成したものでございます。

次に、地蔵池を廃止するが、ほかに廃止する池はあるのかについてですが、最近では、平成27年に根来地区のニゴリ池、平成28年に北大池地区の宮池を廃止し、今年度南大池地区の地蔵池のため池整備工事完了後に廃止を予定しています。また、山田地区の口ノ池も現在埋立てを行っており、埋立て完了後に廃止を予定しています。

なお、それ以外にため池を廃止する計画は、現在のところございません。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、梅田哲也議員の2番目の質問を終わります。

以上で、梅田哲也議員の一般質問を終わります。

通告2番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

今議会では、新型コロナウイルス感染症の現状について、健康予防と健康増進施策について、空き家対策についての3点お伺いいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症の現状について質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症拡大が進む中、日々、医療の最前線で患者さんの治療にご尽力いただき、また、新型コロナウイルスワクチン接種においてご尽力いただいております医療関係者の皆様、市職員の皆様、改めて敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、大都市圏では、感染の再拡大に伴い第4波の到来となり、4月23日には、東京、大阪、京都、兵庫において3回目の緊急事態宣言が発令されました。そして、和歌山県においても、和歌山市の飲食店に対して、営業時間短縮要請を行うとともに、和歌山県全域の県民に不要不急の外出自粛を呼びかけていました。そのような状況の中、和歌山県での感染者数は減少傾向であるとはいえ、まだまだ予断を許さない状況が続いています。

当初、和歌山県では、感染者は全員入院体制としていましたが、感染者の増加により県の医療提供体制が逼迫した状態が続いているため、先般、4月27日、和歌山県知事が、岩出市内のホテルいとうを新型コロナウイルス感染症軽症者、無症状者を対象とした宿泊療養施設と発表され、5月1日から感染症専門医等の指導の下、患者を受け入れることになっています。

その宿泊療養施設の対象者は、病院で入院している患者のうち、発症後5日から7日経過して無症状、軽症であり、医師が宿泊療養可能と認めた者や、原則、10代、20代の無症状、軽症者のうち、医師または保健所長が宿泊療養可能と認めた者とも発表されていました。

そこでお尋ねいたします。1点目、新型コロナウイルスの第4波を迎え、今まで

に岩出保健所管内での新型コロナウイルス感染者は延べ何人となっているのでしょうか。また、新型コロナウイルス感染症の無症状、軽症者を対象とした宿泊療養施設であるホテルいとうでの感染者の受入体制はどのようになっているのでしょうか。それと、今までに宿泊療養施設において、どのような患者を延べ何名受け入れているのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目、この質問につきましては、前回の第1回市議会定例会で一般質問させていただきましたが、それから3か月が経過し、現在、接種も始まっていることから、再度状況をお伺いするものですが、先ほど同僚議員も質問しましたので、一旦質問の通告をしておりましたが、違う方面で質問いたします。

前回の3月議会において、高齢者に対する予防接種をおおむね4月下旬から8月上旬までに実施するよう計画しています。また、高齢者以外の接種期間は、国のスケジュールを踏まえ、ワクチンの入荷状況を見て計画する予定ですとの答弁をいただきました。

その後、市のウェブサイトを開覧したところ、新型コロナウイルス感染症関連記事の掲載も更新されており、本市の新型コロナウイルスワクチン接種は、4月26日から順次、市内高齢者施設での接種を開始するとともに、65歳以上の方に対しては、4月7日に予防接種の接種券や予診票2枚を発送し、5月16日から9月上旬までの木曜日、土曜日、日曜日に、岩出市総合保健福祉センターで集団接種を行うよう掲載され、特に65歳以上の方と基礎疾患を有する方の予防接種日日程表では、2回分の接種日や定員等が分かりやすく掲載されるなど、市民から好評でした。

しかし一方、ワクチン予防接種の予約に際しては、コールセンターへの電話予約が必要となり、送付された後、市民が一斉に電話をかけたため、なかなか電話が繋がらないという相談も多々ありました。

また、市長報告では、64歳以下のワクチン接種券等の送付については、6月15日に60歳以上64歳以下の3,292人に、6月25日に50歳以上59歳以下の8,187人、7月5日に40歳以上49歳以下の7,976人、7月12日に30歳以上39歳以下の5,851人、7月20日に16歳以上29歳以下の7,786人に接種券を発送する予定であると報告されていきました。64歳以下の接種者への通知は約10日間を空けて発送する予定であります。同じように、コールセンターへの電話での接種予約が必要となる場合、今回以上につながらなくなると考えます。

そこでお尋ねいたします。例えば、ライン等つながりやすい予約にしてはいかがでしょうか。また、現在、集団接種で行っていますが、やはりかかりつけ医で接種

したほうが安心であるとの意見も伺っていますので、どのような方法になるのか、お伺いいたします。

次に3点目、12歳から15歳のワクチン接種について質問いたします。

現在進められている新型コロナワクチン接種では、16歳以上が対象とされてきました。しかし、その後のファイザーの治験で、12歳から15歳でも安全性と有効性が確認されたことから、5月28日、厚生労働省が新型コロナウイルスワクチンの接種対象を従来の16歳以上から12歳以上に引き下げられました。ワクチン接種に当たっては、保護者の同意の上、接種をすることになるとは思います。しかし、京都府伊根町では、6月の6日から中学生のファイザー製ワクチンの集団接種が始まってから、町やワクチン接種コールセンターに対して、接種をやめるべきなど、町外から抗議が殺到したため、市民からの相談等を受け付けるコールセンターが30分で停止をせざるを得ない事態となっているとともに、ワクチン接種をしなければクラブ活動には参加させないなども報道されていました。

また、学校での集団接種では、誰が接種しなかった等が分かり、いじめにつながるおそれがあるため、個別接種にする自治体も増えてきています。それと、接種時期ですが、子供の健康等を考えて、夏休み等の長期休暇中に行う自治体もあると報道されていました。

そこでお尋ねいたします。当市の12歳から15歳の児童生徒の新型コロナウイルスワクチン接種方法は、どのように考えているのでしょうか。また、接種券の発送や接種時期については、いつ頃を考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 福岡議員ご質問の1番目、新型コロナウイルス感染症の現状についての1点目、岩出保健所管内における新型コロナウイルス感染者数は、今年6月24日現在、333人となっています。

次に、宿泊療養施設での受入体制についてです。これは新型コロナウイルス感染症患者が急増し、県内の病床利用率が高くなっていたことを受け、県では一定の要件の下、特に治療を要しない無症状者及び軽症者等を宿泊施設で療養させることで、医療機関において、医療従事者がより重症・中等症患者の治療に集中できる環境を整えることを目的に実施するものであります。

今年5月1日に岩出市内のホテルいとうの本館及び東館の客室計137室を宿泊療養施設として開設し、運営を開始いたしました。



県に確認したところ、宿泊療養施設では十分な感染防止対策や警備体制を講じるとともに、宿泊療養者の健康管理には医師や看護師を、また療養生活のサポートには生活支援員を配置するなど、療養者の受入体制を整えているということです。

現状、県では感染者が減少傾向にあり、さらにコロナ対応で確保している病床数を増やしていることから、開設した5月1日以降、本日まで受け入れた宿泊療養者はありません。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 議員ご質問の2点目、一般の方のワクチン接種の予約方法と接種方法はにつきましては、先ほど梅田議員にご説明したとおり、接種券は6月15日から順次発送いたしますが、基礎疾患のある方が優先接種となりますので、一般の方のワクチン接種の予約開始につきましては、7月15日からコールセンターで対応し、接種を希望する方から電話により予約を受け付けます。

なお、聴覚または音声・言語機能障害のある方につきましては、ファクシミリをご利用できます。

接種方法は、岩出市総合保健福祉センターにおいて集団接種を実施しておりますが、市民の皆様の利便性を考慮し、かかりつけ医等による個別接種も実施するよう計画しております。

続いて3点目、12歳から15歳のワクチン接種はにつきましては、対象年齢が16歳以上から12歳以上に引き下げられた際、岩出市内の中学校に在籍する生徒を対象に、学校での集団接種を希望者に実施する方向で検討しましたが、6月22日付、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課等の事務連絡において、集団接種を推奨しない旨の考え方が示されたことから、現在、対応を検討しているところです。

いずれにしましても、生徒及び保護者に対し、接種に係る丁寧な情報提供を行い、接種券を送付する方針です。

すみません。予約方法で、ライン等を使う予定はないですかという、インターネット予約のことがご質問にあったんですけども、インターネット予約については、今後行う予定というふうになっております。

失礼しました。インターネット予約を検討しており、ラインの予約というのは、今のところ対応できないというふうに業者のほうから聞いております。

以上です。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 ただいまの答弁で、市民への接種が順調に進んでいるということ分かり、一安心しております。

そこで再質問をさせていただきます。市内での在宅療養者で寝たきりの方は何名と把握しているのでしょうか。また、その方については、どのようにしてワクチン接種をするのかを考えているのでしょうか。

次に、65歳以上の接種予約率は86.7%と市長から報告をされていましたが、全ての市民がワクチン接種を希望しているわけではないと考えていますので、希望しない方に対する今後の対策はどのように考えているのでしょうか。

最後に、先日も、河野ワクチン接種担当大臣が、12歳から15歳のワクチン接種については夏休み中と発言されていましたが、その日のうちに発言を取り消したという経緯があります。小さい子供たちに対するワクチン接種の治験がないことから、政府においても方針が定まっていないのが現状であると思います。治験が乏しい中で、子供たちに対する副反応がどう出るのか、あるいは将来的に見ても、その反応が分からない中でありますので、12歳から15歳のワクチン接種については慎重に慎重を重ねた上で実施することが望ましいと考えております。

岩出市においても、今後の政府や日本小児科学会の発出する情報の収集に努め、慎重な対応を求めておきたいと思っておりますので、市としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目、市内の在宅療養者で寝たきりの方は何名把握していますかというご質問ですけれども、在宅で寝たきりの高齢者は75名把握しています。これらの方には、かかりつけ医による訪問接種により接種を対応しております。

2点目、接種を希望しない方に対する対策はどのようにして行うのかというご質問ですけれども、接種については、本人の意思が重要であり、広報紙やウェブサイトにより市民に情報提供し、コロナウイルスワクチンに係る周知啓発を継続してまいります。

3点目の12歳から15歳への接種について、どのような対策を行っていくのかですけれども、国等の通知を十分分析して情報提供を行っていき、また16歳以上の方に対しても、本人の意思による接種であるということも基本的な方針としてありますので、児童及び保護者の方に十分検討していただいた上で、接種を決めていただく、

するかしないかということを決めていただくということを決める判断材料になる情報提供を広報紙やウェブサイト等を通じて行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、健康予防と健康増進施策について質問を行います。

日本人の寿命が毎年延びてきており、人生100年時代は決して大げさではなくなってきました。令和元年度の日本人の平均寿命は、生活の改善と医学の進歩により平成元年と比較して、男性は5.5歳延びて81.41歳で、女性は5.68歳延びて87.45歳と、男女とも80歳を超えております。

そのような状況の中、健康増進法が制定され、特定健診、生活習慣病健診等による健康状態の把握、改善することを目的に、国が法律に基づき、市町村が実施することになりました。そのため当市においても、第3期岩出市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定し、取り組んでおられます。

その中で、平成29年3月31日現在の人口は5万3,944人で、このうち国民健康保険の被保険者数は1万3,226人、加入率24.5%であり、そのうち特定健康診査の対象となる40歳以上74歳以下の被保険者数は9,384人、全体の71%を占めています。

国民健康保険は、最近、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、離職された方や定年退職など、社会保険等から加入する人が多く、今後も被保険者の高齢化が進んでいくことが予測されることから、急激な医療費の増加等、国保財政への影響が懸念されています。

そのような状況にあるため、特定健康診査、特定保健指導の実施に係る目標値では、特定健康診査受診率60%、特定保健指導実施率60%が令和5年度に達成できるよう年次目標値が設定されていました。

そこでお尋ねいたします。1点目、当市の過去3年間の健康診査受診者数と受診率及び特定保健指導実施者数と実施率の状況はどのようになっているのでしょうか。また、それらの受診率について、市の見解をお伺いいたします。

次に2点目、がん検診についてお伺いいたします。

現在、国民の2人に1人が何らかのがんになり、3人に1人ががんで亡くなっていると報道されています。平成18年のがん対策基本法が制定され、日本のがん対策が本格化し、着実ながん対策も推進され、さらに平成28年12月には改正法が成立、治療と就労の両立支援、緩和ケアの強化、がん教育の推進などが盛り込まれました。そして、平成30年3月には、第3期がん対策推進基本計画が閣議決定され、4つの分野施策は、がん予防、がん医療の充実、がんと共生、そして、これらを支える基盤の整備です。

がん対策の1番は予防です。がんを早期に発見し、早期に治療することで、がんによる死亡を減少させるためにも、検診を定期的に行い、早期発見が重要であると考えています。

本市においても、平成28年の死因別死亡状況を見ると、第1位は悪性新生物、がんで、全死因数の29.4%となり、また心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧症疾患、腎不全などの生活習慣病に関する疾病は2割を超えており、これらを合わせると、全死因数の5割を超える状況となっています。

そのような状況の中、本市でも各種検診等を実施されていますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、受診を控えている方もあると聞いています。

そこでお尋ねいたします。当市の過去3年間のがん検診受診率はどのようになっているのでしょうか。また、その受診率について、市の見解をお伺いいたします。

次に3点目、岩出市健康ポイント事業については、特定健診等の受診率向上などの理由により実施されており、この事業の概要については市のウェブサイトに掲載されていました。事業内容を見ますと、40歳以上の岩出市民が日々の健康づくり活動、特定健診やがん検診、健康に関するイベント、健康教室、ウォーキングなどの取組に応じてポイントを集め、応募することで、記念品の抽せんに参加できる事業となっています。

ポイント内容としては、1つ目、健診・検診受診ポイントとして、市が実施する特定健診、各種がん検診、歯周病検診、特定保健指導等を受診することで上限40ポイント、2つ目、健康イベント参加ポイントとして、市が実施する健康イベントや教室等に参加して上限10ポイント、3つ目、健康習慣の取組に対するポイントとして、健康習慣をつけるため、自身が目標を設定した日が合計30日で10ポイントとなり、合計50ポイントを集められたらポイントカードを担当窓口へ提出し、応募することにより、ふるさとギフト1,000円相当から1万円相当の記念品が頂けるものとなりました。

また、ポイント対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月14日までであり、応募締切りは令和3年3月17日となっていました。

そこでお尋ねいたします。令和2年度の岩出市健康ポイント事業への参加者数とその費用はどのようになっているのでしょうか。また、事業に対する市の見解をお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の2番目、健康予防と健康増進施策についての1点目、過去3年間の健康診査受診者数と受診率及び特定保健指導実施者数と実施率につきましては、国保特定健診における過去3年間の受診者数及び受診率を申し上げますと、平成29年度の受診者数は2,813人、受診率は33.5%、平成30年度の受診者数は2,711人、受診率は32.9%、令和元年度の受診者数は2,773人、受診率は34.2%となっております。

一方、特定保健指導の過去3年間の状況ですが、平成29年度の実施者数は47人、実施率は14.9%、平成30年度の実施者数は106人、実施率は30.0%、令和元年度の実施者数は117人、実施率は36.9%となっております。

本市の国保特定健診の受診率は増加傾向にありますが、県内市町村平均を下回っている状況が続いており、年齢別では、40代、50代の受診率が低く、性別では、男性の受診率が低い状況にあります。こうした状況に対応するため、特定健診の未受診者対策として、公民館等の身近な場所で特定健診を受診することができる、まちかど健診を昨年度から実施し、受診機会の拡大を図っています。

また、広報紙による周知に加え、健診を受けていない方の特性をAI、人工知能により診断し、その特性に合わせたメッセージを記載した受診勧奨はがきを送付することで、健診受診の必要性を訴えるなど、工夫した受診勧奨を実施するとともに、電話による受診勧奨も継続して粘り強く実施し、今後も国保特定健診の受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市の国保特定保健指導についてですが、その実施率は増加傾向にあり、直近の確定値では県内市町村平均30.9%を上回りましたが、これまで以上に健診結果により特定保健指導に該当した方に対する特定保健指導の実施方法の工夫や利用勧奨を強化し、生活習慣病発症の予防や生活習慣病の改善に取り組む方の増加につなげていくことで、特定保健指導の実施率向上を図っていく必要があると考えております。

今後も引き続き国保特定健診及び特定保健指導に力を入れて取り組み、国保被保険者の健康寿命の延伸と中長期的な医療費の適正化を目指して、保健事業の取組をより一層推進してまいります。

続いて2点目、過去3年間のがん検診の受診率は、また市の見解はにつきまして、平成30年度では、胃がん25.3%、子宮頸がん25.6%、乳がん28.8%、肺がん36.2%、大腸がん33.3%、令和元年度では、胃がん25.3%、子宮頸がん26.0%、乳がん26.2%、肺がん37.1%、大腸がん32.6%、令和2元年度では、胃がん19.2%、子宮頸がん28.3%、乳がん20.2%、肺がん30.1%、大腸がん24.6%となっております。

平成30年度から令和元年度にかけて25%から30%台中間で推移しておりましたが、令和2年度においては、集団検診のない子宮頸がんを除き、軒並み低下する厳しい状況でした。これには新型コロナウイルス感染症対策に伴う集団検診の中止や受診控えが影響していると考えられます。

市としましては、コロナワクチン接種により感染拡大を防止し、検診に向け環境を整えるとともに、さらなるがん検診の周知啓発に努めてまいります。

続いて3点目、令和2年度岩出市健康ポイント事業への参加者数及びその費用は、また、市の見解はにつきまして、令和2年度岩出市健康ポイント事業への参加者数及びその費用であります。28名の応募があり、計16万4,400円の支出がございました。

市の見解としましては、今回、応募者数が少なかったことに対して、PRが足りなかったこと及びコロナ禍において、健康関連のイベントが少なかったことが原因と考えております。市民の皆様の疾病予防、健康づくりの取組の推進として開始した事業であることから、多くの市民の方に参加していただけるよう内容についても改善するとともに、より一層の周知を図ってまいります。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 再質問させていただきます。

1点目の健康診査受診率については、直近の令和元年度34.2%と答弁いただきましたが、先ほども申し上げましたが、令和5年度での特定健康診査受診率60%にはかなり開きがあると思います。私なりに思うことは、受診率が向上しない理由は、自分が健康であると思っっているため健診を受けない人が多く、また現在何らかの疾病にかかり定期的に医療機関へ受診されている方など、改めて健診を受けない方が多いと考えています。

そこで、令和5年度で特定健康診査受診率60%の目標を達成するためにも、今後どのような施策を展開していこうと考えているのでしょうか、お伺いいたします。また、各医療保険者種別の目標が記載され、特定健診実施率の全国目標は70%以上となっており、市町村国保はそれより10%低い目標値を定めていますが、その理由をお尋ねいたします。

2点目のがん検診について答弁いただきましたが、がん対策基本法にも働く世代や小児へのがん対策の充実などが盛り込まれています。国立がんセンターによると、平成24年のAYA世代15歳から39歳のがん罹患者数は全国で2万人、全体の2.49%と報道されておりました。しかし、AYA世代のがん患者は、周囲の方を悲しませたくない、心配をかけたくない、自分の弱さを見られたくないという思いから、一人で悩みや不安を抱え込んでしまう方が多く、また、治療以外のことを誰に相談してよいか分からず、解決できずにいる方も多くいると聞いています。また、AYA世代のがんは、患者本人も周りの人も認識が少なく、これらのがん医療の課題になっており、周囲の理解が進み、患者が社会に属している一員として、社会の位置を保ちながら治療を行うことが大事とされています。そこで、現在、市で取り組んでいるAYA世代のがん対策等について、お伺いいたします。

3点目の令和2年度において、健康ポイント事業への参加者数は28名と答弁いただきましたが、参加者が物すごく少ないと感じました。本市においても高齢化が進む中、今後も市民の健康の保持増進は重要な課題であると考えています。そのためにもより多くの対象者に始めようとする動機づけや取組の継続性が必要であると思います。また、健康ポイント事業は、第3次岩出市長期総合計画の第4章元気で健康なまちづくりの中で、市民の積極的な健康づくり活動を促進しながら、市民だけでなく、企業、行政が一体となった地域の健康づくりに取り組んでいますと掲載されています。ついては、健康ポイント事業の現在の課題、今後の取組について、もう一度、再度ご答弁お願いします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目、特定健診の受診率が、令和5年度の目標値の60%よりもかなり低い34.2%と低い状況であるということ、どのように目標達成に向かっていくのかということなんですけれども、県平均のほうも低い状況にあるということ、岩出市だけでなく、県内あるいは全国の市町村国保が特定健診については、非常に受診率の向上に対して苦しんでいるというような状況にあります。

苦しんでいるからそのまま何もしなくていいかということではなくて、先ほども述べましたとおり、受診機会を少しでも多く増やすようにまちかど健診を実施し、まちかど健診においては有料ではあるんですけども、オプションとして自己負担で腫瘍マーカーの検査もセットで実施しております。非常に好評でして、それによって受診者の、令和2年度においてはコロナの影響で集団健診が中止だったにもかかわらず、まちかど健診において、受診者を大分確保することができたというふうに考えております。

また、AIによる受診歴を分析することで、その人の行動様式とか性格に応じた受診勧奨のはがきを送ることで、受診率のほうも、本市も、あるいは他の市町村も少しずつですが上昇してきております。いずれにしても特定健診においては、健診項目が少ない、がん検診の部分がない健診ですんで、腹囲とか血液検査とかそういうような基礎的な健診ですので、自分は大丈夫だよというふうに思っている人は受けない、受けずに済ます傾向もあるんですけども、それは国保においてなんですけども、今回のコロナの後遺症とかも、メタボ、生活習慣病のおそれのある方については、ちょっと後遺症がひどい、きついというような疫学的な報告も出ておりますんで、そういう背景もあって、今後は少しずつですが健診率が上がっていくようには考えてはおりますし、市としては上げていきたいというふうに思っております。

続きまして、がん検診のところについては、担当の保険年金課長のほうから回答させます。

すみません。答弁1つ漏れてました。特定健診の目標率が70%で、市町村国保は60%で10%で低いということなんですけども、勤労者については、労働安全衛生法に基づく健康診断がありまして、その中で特定健診も並行して実施しておりますので、ほぼ勤め人においては100%の受診になっていると思うんですが、その勤め人にも配偶者等の家族がおりまして、その配偶者の健診の受診が、今までは市町村の健康診断を受けていたんですが、特定健診制度が始まってから、各健康保険組合のほうに実施主体が移りましたので、配偶者等の被扶養者の受診率が低いのが現状であります。

それで70%ぐらいというふうになっているんですけども、市町村国保においては、その労働安全衛生法に基づく健康診断がありませんので、皆さん、特定健診をわざわざ受けに行っていたかなければならないということで、少し低いパーセンテージになっているというふうに聞いております。



以上です。

○福山議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 福岡議員の再質問の中で、A Y A世代のがん対策についてということをございましたけれども、A Y A世代のみならず、市としましては、がん対策ということに重点を置いておる中で、毎年、健康講座2回実施しておりますが、その中の1回は、がんについて取り上げさせていただいております。

去年、今年につきましては、コロナ禍にありまして、その事業ができなかったのがありますが、来年以降、極力、がん対策ということで健康講座を取り上げていきたいというふうに考えてございます。

また、A Y A世代の中で、15歳から39歳の方が、実際のがんに罹患するという場面におきましては、女性の罹患率が、乳がん、子宮頸がん等において高くなるという傾向ございますが、乳がん、子宮頸がんにつきましては、岩出市のほうでクーポン券を発行するといった事業を行っておりまして、そういうことで、がん対策ということを進めさせていただいております。

続いて、健康ポイント事業の現在の課題と取組ということでございます。

課題としましては、先ほど部長から述べましたとおり、やはり周知の徹底というのが課題となっておりますので、そちらについてはウェブサイト、市広報、また公民館、あいあいセンター等、各施設においてチラシの配布等で進めさせていただく方向で考えております。

また、取組につきましては、事業そのものが分かりにくかった点もございましたので、例えば、自分自身の取組で、毎日1,000歩歩くとか、野菜を食べるとか、具体的な事例をチラシのほうに刷り込みまして、分かりやすい形でポイント設定できるように周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に3番目、空き家対策について質問いたします。

現在、少子高齢化、核家族化による高齢者世帯の増加、高齢者の入院や施設入所、また相続の問題等により全国で空き家の増加は顕著であり、深刻な状況で、大きな

社会問題となっています。

当市においても例外ではなく、空き家が増加し、管理も不十分なため、草木が繁茂し、地域の環境が悪化するなど、市民から相談が寄せられています。

そこで私なりに調べましたが、平成30年度住宅・土地統計調査によりますと、全国の住宅数は6,240万7,400戸、そのうち空き家は848万8,600戸、率で13.6%を占めており、また、和歌山県では20.2%を占めています。

当市の状況としては、同統計調査により総数2万4,590戸あり、そのうち空き家数は2,970戸、率で12.08%を占めており、全国及び和歌山県に比べて低い数値となっていますが、全国的に空き家率は年々増加の一途をたどっています。これら増加する空き家のうち管理不十分な空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、国では、平成26年11月27日、空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、平成27年2月26日には空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針の一部施行、また平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。

その基本的指針では、所有者等の経済的な事情等から空き家の管理責任を全うできない場合、住民に最も近い行政主体であり、個別の空き家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村が対策を実施することが重要とされており、市町村は、国の基本方針に則した空家等対策計画を策定、協議会を設置、立入調査の実施、特定空家等に対する必要な措置を行うとされています。

先般、6月15日には田辺市が倒壊のおそれがある木造家屋4棟を空家対策特別措置法に基づく行政代執行で撤去することを決め、これについては県内で初めてで、また所有者不明の空き家への略式代執行は、海南市など県内で6回行われているなど報道されていました。

そこでお尋ねいたします。国の方針に基づき、岩出市空家等対策協議会条例を制定し、協議会を設置されていますが、委員は何名おられるのでしょうか。

また、同条例第3条第2項第1号委員である法務、不動産及び建築等に関する学識経験者については何名で、どのような方を委嘱しているのでしょうか、お伺いいたします。

次に2点目について、近年、大規模災害が多発しており、倒壊寸前の空き家等が倒壊するなどの被害が懸念されており、また先ほども申し上げましたが、空き家が増加し、管理も不十分なため、草木が繁茂し、放火や不法投棄、不審者の侵入等の発生が起きるおそれもあることから、近隣住民の方の不安が増大していると聞いて

います。

そこでお尋ねいたします。本市が把握している過去3年間の空き家の状況及び特定空家と認識した物件は何件あるのでしょうか。また、これまで危険空家等の所有者に対して、市としてどのような指導、対策を行ってきたのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目について、空き家でも所有していれば固定資産税と都市計画税の税金が課せられます。固定資産税等は、毎年1月1日に土地・家屋の所有している方に課せられる税金ですが、土地の場合、課税標準額を算出するに当たり、その土地の居住用家屋が建設されている場合、住宅用地の特例として小規模住宅用地と認定され、200平方メートル以下の部分が6分の1の減額となり、また200平方メートルを超える部分が3分の1の減額となります。

そのため空き家を取り壊した場合、固定資産税の特例措置が適用されなくなり、最大6倍の額になることから、空き家の解体が進まない1つの理由になっているかと思われまます。しかし、先ほども紹介した空家等対策の推進に関する特別措置法では、市町村が法の規定に基づく勧告をした特定空家等について、当該特定空家等に係る敷地について、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外することとなっています。

そのため他市町村では、一定期間、空き家撤去後の土地に対する固定資産税を減免する要綱を設けて、家屋の解体、除去の支援する制度を創設して、周辺住民の生活改善を図る取組を進めている自治体もあります。

そこでお尋ねいたします。これまで特別措置法の規定により、固定資産税の住宅用地の特例の対象から除外した土地はあるのでしょうか。また、他市町村で実施している住宅用地の特例について、当市の見解をお聞きします。

次に4点目については、先ほども申し上げましたが、少子高齢化、核家族化による高齢者世帯の増加、高齢者の入院や施設入所等により、今後も空き家が増加することが予測されます。市民が安心して暮らせるまちづくりのためにも、様々な手法を取っていかなければならない状況にくるのではないかと思いますので、そこでお尋ねいたします。今後、危険空家等についての対策は、どのように対応していこうと考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長　しばらく休憩いたします。

午前11時10分から再開します。

休憩

(10時52分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 福岡議員のご質問3番目、空き家対策についてお答えいたします。

まず1点目、協議会委員は何名か、うち学識経験者は何名で、どのような方かについてですが、岩出市空き家等対策協議会委員は7名で、うち学識経験者として、和歌山県司法書士会より1名、和歌山県土地家屋調査士会より1名、和歌山県建築士会那賀支部より1名、空き家相談センターを運営しているミチル空間プロジェクトより1名の合計4名となっております。

次に2点目、過去3年間の空き家の状況と特定空き家の件数は、また所有者に対しどのような指導、対策を行ってきたのかについてですが、住民からの通報や情報提供があり調査を行った空き家の件数は、平成30年度、7件、令和元年度、20件、令和2年度、2件です。

また、特定空き家等に認定した物件はございません。

対応としましては、助言通知による指導、また現住所地への訪問による指導を行っております。

次に3点目、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外した土地はあるのか、他市で実施している住宅用地の特例について市の見解はについてですが、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外する措置を講じることができるのは、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針において、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった特定空き家等に係る土地が対象となっており、現在、市が特定空き家等として認めた空き家がないため、除外した土地はございません。

なお、今後、特定空き家等を認定した場合は、特別措置法及び指針に基づき措置を講じてまいります。

最後に4点目、今後、危険空き家等に対する対策はについてですが、空き家等の管理は所有者等が行うことが原則であります。今後、確実に増えていく空き家、特に危険空き家等に対しては、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全を図るため、住民からの通報や情報提供があった場合は、速やかに現地調査を行います。

なお、危険空き家と判断したものは、法に基づき、助言、指導、勧告、命令といっ

た行政措置を行うことができますが、個人の財産でもあるため、他市の動向に関して常に注視し、先進事例や有効事例を参考にしながら、事務処理を慎重に進めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点について再質問させていただきます。

1点目、当市の空き家件数は過去3年間で29件で、特定空家の認定に至らなかったと答弁をいただきましたが、当市においても空き家が増加している中、市として特定空家の判断基準はどのようになっているのでしょうか。

2点目、先ほども申しましたが、空き家が増加し、管理不十分なため草木が繁茂し、放火や不法投棄、不審者の侵入等の発生が起きるおそれもあることから、相談も寄せられています。市においてもたくさんの相談を寄せられていると思いますが、どのような相談が寄せられているのでしょうか。また、空き家に対して指導を行った実績について、併せてお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問についてお答えいたします。

空き家等の判断基準についてですが、特定空家とは、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保全上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空家等と規定されております。

具体的な判断基準の内容としましては、建築物の著しい傾斜及び建築物の主要部分や施設の著しい破損、立木の繁茂、倒壊及びごみの放置や不法投棄の状態により周辺住民の日常生活に支障を及ぼしているものなどについて、総合的に判断いたします。

次に、どのような相談があるのか、また指導を行った実績についてですが、相談内容につきまして、樹木及び草木の繁茂、物置やカーポートの屋根の飛散、ベランダの老朽化などが主なものでございます。実績につきましては、先ほどご答弁いたしました過去3年間の合計調査件数29件のうち助言通知を行ったものが20件、そのうち11件が問題解消となっております。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、福岡進二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告3番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い2点質問させていただきます。

まず1点目の質問、高齢者運転免許自主返納者の支援制度についてです。

ウインカーを出し忘れ、カーブをスムーズに曲がれない、右左折時に歩行者の見落とし、信号機の見落とし等々の経験をしたシニアドライバーも少なくないと思います。本人が気づかなくても、同乗中の家族や周囲の人が冷やっと感じることも多いでしょう。ましてや頻りにテレビの報道で高齢者の事故が報道され、中には悲惨な事故も少なくありません。

最近では高性能な安全装置を装着したサポートカー等の普及もあり、交通事故総数は減少傾向にありますが、75歳以上による死亡事故の割合は増加の一途をたどっております。加齢とともに身体機能は衰えます。視野が狭くなり、記憶力、判断力も低下します。若い頃のような運転ができなくなり、操作ミスを起こしやすくなり、これまで1回も事故の経験がなかったからといって、いつまでも安全運転が続けられるとは限りません。

本市中芝市長も、随分迷ったが万が一事故を起こしたらえらいことになる、返納することは勇気の要ること、返納しようと考えている方の背中を押せばと4年前に自主返納をされました。住民の皆様にとっても、身内が当事者となる悲惨な交通事故を起こしてほしくないとの願いが強く、いまだ返納されない高齢ドライバーを持つ家族の方にとって、不安の毎日ではないかと思えます。

とはいっても、自動車は生活には欠かせない移動手段であり、生活上やむを得ず運転を続けている方々も少なくありません。また、高速道路も普及され、中長距離の移動も含め、趣味の一環に活用される方も多くいらっしゃいます。

本市はコンパクトシティ化をして、大変に住みやすいまちになっておりますし、コミュニティバスも65歳以上は無料で利用できるメリットもございます。住民の中には、近い将来、車に乗らなくなるときのためにと、バスの運行状況の問合せもされる方もいらっしゃいます。しかし、コミュニティバスでは時間の融通性がなく、

急な用事やちょっとした外出にはなかなか利用しづらいものがあります。

自主返納の支援に、ほかの自治体では様々な特典を設けているところもございます。ご家族が自分たちの両親等に免許返納を進めるきっかけになればと取り組んでおります。例えば、タクシーの割引券やJRとのタイアップで広域的に移動できる割引サービス。またスーパー、デパートでの購入商品を自宅配送サービス、変わったところでは、温泉施設の割引や県内のホテルの利用特典等、自治体だけでなく各地域の商店の協力で特典をつけているところも多くあります。

ここでご質問です。1点目、本市の免許所持者の65歳以上の高齢者比率は。

2点目、本市の65歳以上の高齢者免許自主返納実績は。

3点目に、運転免許自主返納を促す施策は、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 大上議員ご質問の1番目、高齢者運転免許自主返納者の支援制度についてですが、近年、認知症や判断能力の低下した高齢者の危険運転による交通事故が相次いでおり、高齢者が加害者となるケースも増えてきています。こうしたことから、高齢者の交通事故防止対策の一環として、高齢者を対象に岩出市ときめき交通大学を実施しております。

また、全国的には高齢者運転免許自主返納が推進されており、先ほどもお話がございましたように、私自身も高齢ドライバーの規範となるべく、平成29年6月14日、74歳になるのを機に自主返納をいたしました。市といたしましては、免許返納後の高齢者を含めて交通弱者の皆さんが安心・安全に移動していただけるよう、今後も警察等と連携し、運転免許証の自主返納を促すとともに、公共交通機関の確保、維持に努めてまいります。

なお、詳細については担当部長から説明させます。

○福山議長 総務部長。

○中場総務部長 大上議員ご質問の1番目、高齢者運転免許自主返納者の支援制度の1点目、本市の免許所持者の65歳以上の高齢者比率は、岩出警察署に確認したところ、今年5月末現在、本市における運転免許所持者3万9,044人のうち、65歳以上の方は8,674人で約22.2%とのことです。

2点目の本市の65歳以上の高齢者免許自主返納実績については、岩出市単独での集計は行っておらず、岩出警察署管内では、令和元年が310件、令和2年は362件、今年4月末現在で150件です。

3点目の運転免許自主返納を促す施策についてです。市長答弁にもございましたが、近年、高齢者の危険運転による交通事故が相次いでおり、高齢者が加害者となるケースも増えてきています。こうしたことから高齢者の交通事故防止対策の一環として、高齢者を対象に、体験型の交通安全講習等により、高齢者の交通安全意識の高揚と交通事故の未然防止を図ることを目的とした岩出市ときめき交通大学を実施しております。

また、全国的には高齢者運転免許自主返納が推進されており、高齢者の免許自主返納への理解が高まりつつあります。一方で、運転免許がないと買物や通院等、日常生活に支障を来すことから、運転に不安を抱きながらも自主返納にちゅうちょするケースもあると思われます。

市としましては、免許返納後の高齢者を含めて交通弱者の皆様が安心・安全に移動していただけるよう、岩出市地域公共交通協議会を設け、関係機関と連携し、岩出市巡回バスをはじめ、大阪方面路線バスや紀の川コミュニティバスの運行など市域を越えた公共交通アクセスの確保、維持に取り組んでいます。特に岩出市巡回バスについては、運転免許証の返納に関係なく、65歳以上の方や障害者手帳等をお持ちの方を対象に、岩出市巡回バスを無料でご利用いただけるあいあいカードを発行することで、日常利用者の支援を行っています。

また、和歌山県警察では、県内の高齢者の運転免許証を自主返納促進策として、有効な運転免許証を自主返納された方に対し、本人の申請により、免許返納後も本人確認書類として使用できる運転経歴証明書を発行しています。さらに巡回連絡業務として、最寄りの警察署の警察官が高齢ドライバー宅を訪問し、お住まいの地域の高齢ドライバーによる事故発生状況や交通事故多発交差点の情報提供など、安全運転に役立つきめ細かなアドバイスを行い、場合によっては自主返納を促すなどの取組を行っています。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 岩出市巡回バスについてのご説明をいただきました。免許の自主返納にかかわらず、65歳以上の全ての方々に対してのサービスであり、自主返納を促すものとは少し違うように思われます。体力に自信のある方なら、移動手段に自転車を利用する方法もあります。例えば、電動アシスト付自転車の購入補助金等のメリットをつけるなどの考えはないでしょうか。

以前に勤務しておりましたところでの経験ですけれども、ある高齢者の方で、大変



自動車を運転してのドライブするのが好きな方でして、1日中とっていいぐらい自動車で乗っておりました。そして、必ず私の会社に寄っては話をして帰るといった毎日。しかし高齢ゆえにご家族の心配もあって、自主返納のお手伝いをさせていただきました。その後、その方は電動アシスト自転車を購入して、今までと変わらず私の会社に寄っては楽しそうに話をして帰る日々を送っておりました。

このように自転車であれば、自宅から気軽に出ていきたいとき利用できますし、高齢者にとって、ジョギングなどより、疲れにくく脂肪を燃焼させる有酸素運動になり、主体的かつ継続的な介護予防のための運動にもつながるのではないのでしょうか。高齢者にとって、二輪の自転車は危険が生じるといった意見も出てくるでしょうが、三輪のものもありますし、現在では四輪の電動アシスト自転車も販売されております。通常の自転車に比べ費用はかさむかと思いますが、今まで自動車を保有しているのであれば、自動車税や自動車保険等の継続管理費と補助金等で購入も可能ではないかと考えます。

本市の年間予算金額の上限枠をあらかじめ決めておいて、上限枠を上回れば当年度の補助金を打切り、次年度の自主返納時にするとといった考え方もありますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 大上議員の再質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、自転車であれば時間等を気にせず気軽に外出ができ、健康増進、ひいては介護予防につながるものと考えております。しかしながら、電動アシスト付自転車は危険を伴う場合もあるため、市としては、現時点で電動アシスト付自転車購入への補助制度創設は考えておりません。今後も警察等と連携し、運転免許証の自主返納を促すとともに、公共交通機関の確保、維持に努め、免許の有無が高齢者の外出の支障とならぬようサポートをしてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

大上正春議員。

○大上議員 続きまして、2点目の質問です。

デジタル社会に対応する情報格差の解消について。

一昔前まで、コンピューターなどというものは企業や組織で使うものでした。時代とともに、我々、生活の中にパソコンやスマートフォンといったコンピューターが登場。さらに、あって当たり前の状態になり、それを使った便利な仕組みがたくさん登場、いろんな手続がインターネットで行えるようになってきました。物を買うにも物事を調べるときも、辞書など必要ないものになっております。本市のホームページも分かりやすく、知りたいことがよく分かる仕組みになっております。

しかし、世の中にはコンピューターが苦手な方々もいます。そんな方々は、コンピューターを使った便利な仕組みを使うことができません。でも世間はそんなことに関係なく、便利な仕組みはどんどん増えてまいります。逆にコンピューターを使えない人は、できないことが増えてくるということです。このように社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル機器を使いこなせる方々と、なかなかそうはいかない方々とのデジタル格差が起こってきております。

新型コロナワクチン接種の予約をスマートフォンのラインを通じて行う自治体があります。スマートフォンをお持ちの方でも、接種の予約となると周りの人に助けてもらわなくてはならない状況が起こっております。

本市におきましては、ワクチン予約は電話予約での対応でございますので、問題なく進めていただいておりますが、本市からの最新の情報は全て岩出市ウェブサイトに掲載され、インターネットを活用できない方々にとっては、リアルタイムな情報を入手困難となっております。

内閣府の世論調査では、70歳以上の高齢者の方の約6割がスマートフォンなどの情報通信機器を利用していないと回答しております。本年3月より携帯通信大手が割安プランの提供を始め、世界6都市で2番目に安くなってまいりました。今後、格安スマホの普及で、使えなくても、スマホ保有者が増えてくると考えられます。

コロナ禍によって、生活の様々な場面で非接触や非対面が進む中、マイナーポータル等の活用をはじめ、行政サービスも急速にデジタル化が進んでいき、デジタル社会の中で置き去りにされる住民が出ないように対策が必要ではないかと思っております。

ここで伺いたします。本市のマイナンバーカード普及状況とコンビニでの行政サービス環境は。

2つ目、デジタル社会に向けた行政サービスの考え方。

3つ目として、高齢者等の情報格差の解消についての対策は、伺いたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 大上議員ご質問の2番目、デジタル社会に対応する情報格差の解消の1点目、本市のマイナンバーカードの普及状況は、今年5月31日現在、申請件数2万808件、住民基本台帳人口に対する申請率38.5%、交付枚数1万4,930枚、住民基本台帳人口に対する交付率27.7%です。

なお、県全体の申請率は37.5%、交付率は27.8%となっております。

コンビニにおける交付サービスについては、本市のマイナンバーカード所持率、証明書の発行実績、システム導入維持経費、コンビニへの委託手数料等から試算したところ、証明書1通当たりの発行に数千円の発行手数料が見込まれること等から、現段階では導入を見送っている状況です。

今後、本市のマイナンバーカードの交付状況と他自治体の導入状況を踏まえ、研究してまいります。

2点目、デジタル社会に向けた行政サービスの考えです。

本市では、今年3月に情報通信技術や社会情勢に対応した情報化施策を推進するため、第4次岩出市情報化推進計画を策定し、市民サービスの向上や業務効率化を計画的に進めています。

本計画では、市民の立場に立った行政サービスの向上や、全ての市民がICTの恩恵を享受できる社会の実現を情報化の基本方針に掲げており、行政手続のオンライン化等を推進していく中で、いつでもどこでも誰でも必要な行政手続や情報提供が図れるように努めてまいります。

3点目、高齢者等の情報格差の解消についての対策です。

昨年度、市民の方に岩出市の情報化に関するアンケートを実施した結果、ご回答をいただいた70歳以上の方のうちスマートフォンを利用されている方は、171人中、おおよそ40%の68人でした。

今後、さらに高齢者の方にもスマートフォン等の普及は進むと思われます。本市としましては、高齢者の方だけでなく、誰でも簡単に利用できる行政サービスを提供していく中で、情報セキュリティの観点においても、安全性を確保するよう努めてまいります。

また、インターネットをご利用になれない方への情報提供等につきましては、引き続き防災行政無線や広報紙による周知を継続してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 先日から64歳以下の市民に新型コロナのワクチン接種券が届きました。

コールセンターに予約すると、優先接種の対象でないので後日の案内になるとのこと、それは岩出市のホームページに載せて案内しますとのこと。その方はいつ配信されるか分からぬのに、しょっちゅう見てられやんということで、激怒のお電話をいただきました。

私も接種券が届きましたので、ホームページを何度と確認しておりましたところ、基礎疾患のある方に加え、高齢施設等の従事者、また岩出市外の保育所に勤めている方、小中学校に勤めている方等の優先接種の対象者の枠が拡大しておりました。数人の対象者の方、ちょっと存じ上げてたもんで、声をかけてまいりましたところ、当然、ホームページは見ておりません。簡単にウェブで案内と言っておりますが、若い世代の方でもこれが現状なんです。

先ほども申し上げましたが、本市のホームページは分かりやすくできております。この点については評価できますが、それを活用してもらうための周知方法に問題があると思います。若い世代の方には、インスタグラムやフェイスブックなどのSNSを通じた情報の配信方法もあります。最新の情報をアップすれば受信側は分かりますので、若い世代を中心に、情報の伝達スピードは速いと思いますが、これについてご検討いただいてみてはいかがでしょうか。

また、インターネットを活用できない市民が取り残されているというところにも問題があると思います。そこで誰でも直感的に簡単に利用できるよう、スマホ教室の開催を検討してはいかがでしょうか。携帯ショップ等でも、コロナ禍以前は開催されていたようですが、ショップの店員さんとお話したところ、特定の課題に特化した講習会ではないと質問が幅広くなり、なかなか進んでいかない。結局、何か質問あればいつでも聞きに来てくださいで終了することがあったとのことでした。

本市として、知ってもらいたい情報源の岩出市のウェブ検索方法や、今後、行政手続をスマホで行う方法も含め、岩出市としてのスマホ教室を開催することで、高齢者同士のコミュニケーションの場となると思います。

この2点について、再度お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 大上議員の再質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、若い世代の情報発信・収集手段として、SNSは非常に有効であると考えています。このことから、現在、市ではフェイスブック及びユーチューブによる情報発信を行っているところです。今後も引き続き市民の皆様の一

ズに応じた有用な情報について、SNSを通じ、効果的に発信してまいります。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 スマホ教室の開催についての再質問にお答えいたします。

教育委員会が実施しております公民館の文化教室の1つとして、初心者向けパソコン教室を実施しております。文字の入力や文章の編成を中心に、インターネットでの検索方法等についてもカリキュラムに入っております。

また、今年の3月にはiPhoneとiPad限定ですが、公民館講座として実施してございます。また、今年の11月に、ふれあい学級でスマートフォンのシニア体験を実施する予定でございます。また、12月には、成人講座において安心してスマートフォンを使うためにと題して、講座を実施する予定としてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

通告4番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて、4点にわたって質問を行います。

まず1点目は、ワクチン接種についてです。朝の一番からワクチン接種については質問が同僚議員のほうからあったと思います。重なる部分もございますが、確認の意味でももう一度質問を行います。

まず、市においては4月7日に65歳以上の方への接種券が配布され、5月16日より順次予約が取られた方からワクチンの接種が始まっております。市職員の皆さん、そして医師会の先生方をはじめ現場スタッフとして従事されている方々は、大変な思いをされながら進めていただいているかと思えます。

市民の皆さんも接種会場では丁寧に親切に声かけや対応していただき、安心してワクチン接種ができたとお声をたくさん聞いてまいりました。よりワクチン接種が安全に実施できるよう望んでおります。

それでは、まず1つ目に、予約から接種に至るまでの問題点と改善点についてお聞きをいたします。

予約が開始された後、予約の電話がつながらないと市民の方からたくさんの問合せの電話を私のほうにも寄せられました。また、接種が始まり、接種会場での対応

等による問題、待合室での間隔、車椅子が足りない問題、またエレベーターがたくさんの人で埋まっているなど、様々な点で接種が開始され見えてきた課題などもあったと思います。

そこで、どのような点が問題となり、こういった改善を図っていったのかをお聞きいたします。なぜこの質問をするのかというのは、誰もが経験したことの無い状況で、初めてのことを取り組んでいる。今後このような状況になったときに、この経験を生かすべく、ことが必要だと考えますので、この点についてお聞きをします。

2つ目は、接種会場に行くことのできない方への対応についてであります。

先ほど、高齢者の方で接種会場に行けない方については、かかりつけ医等により接種に伺うというような形で答弁されていたと思います。高齢者だけではなく、若い方を含め、家から出ることができない寝たきりのベッド上での生活を余儀なくされている方々も数多くいらっしゃいます。

そんな方々はどのように接種を行っていくのか。重症化を防ぐことを考えれば、高齢者接種と同じ時期や基礎疾患のある方と同じ時期に接種できればいいのですが、とりあえず外出の困難な方というのはいらっしゃいます。その方への接種はどのようになるのかをお聞きをいたします。

そして、3つ目は、送迎事業対策についてであります。

現在、ワクチン集団接種タクシー送迎事業が岩出市では行われております。この取組は、県内でも補助という形で行っている自治体はありますが、この岩出市での取組、無料ということで、多くの市民の方々からは本当にありがたいと、たくさんの方々が喜ばれております。

今後も接種対象者が引き続き利用できるようにするのか。先ほどの答弁では、基礎疾患のある方に対するタクシー事業を引き続きやるというふうにおっしゃいました。しかし、若い方でも、やっぱりワクチンに対する不安というのが非常に大きく、できれば自家用車ではなく、そうした事業を引き続き行っていただけないものかというお声もあります。

そうしたことについて、今後も利用できるようにするのか、この点について、まずお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、ワクチン接種についての1点目、予約から接種に至るまでの問題点と改善点はにつきましては、本年4月7日に65歳以

上の高齢者に接種券を発送するとともに、コールセンターによる電話予約を開始しましたが、回線が混み合い、なかなかつながらない状態が続き、住民の方にご迷惑をおかけしました。改善策として、オペレーターを当初の8名から15名に増やし対応いたしました。

この経験を踏まえ、64歳以下の対象者につきましては、世代ごとに5回に分割し、接種券を発送いたします。また、初日の集団接種会場において、接種者の整理に手間取り、待合スペースや受付等で混雑が生じました。これに対し、待合スペースに十分な座席を確保するとともに、全体の接種者の流れなどを再確認し、職員配置や役割を見直し、スムーズな運営を図りました。

さらに、那賀医師会岩出班の先生方のご協力により、土曜日、日曜日については、医師10人体制、木曜日については3人体制により接種しておりますが、5月30日の1回目の接種分から、1日当たりの定員枠を拡大し、早期に接種完了できるよう努めております。

また、会場の駐車場が十分ではなく、収容台数が限られるため、タクシー送迎事業や周辺の駐車場の借用により駐車スペースの確保に努めております。

さらに、7月11日からは、市民総合体育館を起点として、岩出市総合保健福祉センターとの間でシャトルバスを運行する予定です。

続いて、2点目、接種会場に行くことのできない方への対策はにつきましては、クラスター発生防止の観点から、介護保険施設等に入所されている高齢者に対し、4月26日から各施設において接種を実施しております。

さらに、在宅で寝たきりの高齢者につきましては、かかりつけ医による訪問接種の実施を6月1日に市内医療機関宛て依頼し、現在実施しております。

続いて、3点目、送迎事業対策についてにつきましては、1点目でも述べましたとおり、タクシー送迎事業を一般社団法人和歌山県タクシー協会との協定の下、実施しております。この事業は、集団接種において自身で会場に移動することが困難な高齢者や基礎疾患を有する方を対象とし、タクシーにより自宅と総合保健福祉センター間の無料送迎を実施するものです。

あくまでもタクシー送迎の対象は、65歳以上の高齢者もしくは基礎疾患を有する方ということで限定させていただいております。それ以外の方については、今後、運行予定のシャトルバス等をご利用いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○福山議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　まず1つ目は、問題点と改善点についてお聞きをいたしました。

先ほども申し上げましたが、今回、コロナウイルス感染症が広がり、やはり未知のウイルスに対し、誰もが経験したことのない対応、対策を市としても行ってきています。さらに、今後、新たな感染症の発生したときに、やっぱり生かしていかなくてはならないと。そのためにも、今行っている対策等々も含めて、何が起こって、どういった状況でどういった問題点が起こってきたのか。それに対して、どのような改善策を取ってきたのかについて、記録としてしっかりと残しておくことが必要だと考えているんですが、そうした記録について、きちんと取っているのかどうか、これについてお聞きをします。

2つ目は、寝たきり、ベッド上ですね、接種についてお聞きをいたしました。今、先ほど部長が答弁されたのも、高齢者ということが多分重点に頭にあるかと思うんです。そうではなくて、当然、若い方でも離床できない、ベッド上で生活されている方がいらっしゃる。若い方々というのは、近くにかかりつけ医がなくて、大学病院だったり、大きな病院で診てもらっていることも多々あります。その場合だと、月に1回、受診に行くとかないんですよね。何か月に1回とかという、そうした方も家で介護されてて、ワクチンの順番、来てない。来たときに、じゃあどうするかという不安をお持ちになっている保護者の方が連絡をいただいたんですが、そうした場合の対応というのはどうしていくのかというところが、私が気になるところなんです。

高齢者の方でも、もちろんかかりつけ医が近くにあって、打っていただけるといった方々はいいいんですが、それ以外の方々に漏れはないのかどうか。そうしたことについては、どのようにやっていくのか。

逆に言えば、自宅のほうで介護されている、コロナ感染は家庭内感染も多いというふうになっていると。そういう状況から考えたら、例えば、外に打ちに行くことができない方々は、やはり介護者や家族の方が感染を防ぐためにも、ワクチン接種が早期にできれば、介護されている方を守れるといった点が考えられるのかなと。もし、だから外に出られない、大変な状況で、ワクチン接種に外に打ちに行けないよという介護されている家族の方が先に打つことによって、その方が守られるという点、外からの持込みを防ぐと。そういう点が考えられるので、例えば、そういう要介護者の家族の人が、早い段階でワクチン接種するのはどうかということを聞きたいと思います。



3つ目は、タクシー事業についてです。

あくまでも、タクシーの事業は基礎疾患のある方についてまでというふうな形でおっしゃったと思うんです。今後はシャトルバスを利用、総合体育館に自家用車で来てか、その近くまで行って、そこからシャトルバスに行くという話なんです、なぜシャトルバスに変更するようになったのかも含めて、説明いただけますでしょうか。

次には、ワクチンの12歳から15歳までの接種です。

先ほどの答弁では、集団接種はしませんが、打てるような形での接種案内出すというような形だったと思うんです。問題は供給の問題だと思うんです。ワクチンの種類によって、児童、できる年齢が決まっていると。そういった意味で、ワクチンの供給がちゃんと来るのかどうかというところが大変気になるところなんで、このワクチンの供給問題について、何も問題がないのか、これについてお聞かせください。

先ほどの答弁の中であったのは、大学生ですね、大規模の接種会場でやりたいという申出があった場合に、希望あれば接種券を出すというふうに言われたと思うんです。それは基礎疾患がある方に対して出すのか、それとも基礎疾患なくても、希望される方には出すのか、その辺について、もう一度答弁をいただきたいと思えます。

以上です。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、今回のコロナワクチンの取組、コロナ禍において、未曾有のことで、この記録を残しておくべきではないかということでもあります。それにつきましては、私どものほうで、随時、プロジェクトチームを結成している中で、検討委員会を設けてございまして、検討委員会で記録は残してございます。議論の経過等についてということが中心になりますが、記録を残すという形で進めております。

次に、寝たきりであっても高齢者ではなくて、若い世代の寝たきりの方の対応はということですが、こちらについては、やはりかかりつけ医をお持ちと考えておりますので、かかりつけ医を通じてということがまず1つ、また障害者施設も岩出市内にはございますが、障害者施設を通じての接種ということも実施いたします。

3点目、要介護者の家族の方が早い段階で接種するのはどうかということでござ

いますけれども、これについては、特に対策等は打ってございませんが、今現在で60代の方、また先週金曜日に50代の世代の方まで接種券配布完了中でございますので、もうしばらくお待ちいただければと考えております。

続いて、タクシー事業のほかにシャトルバスの導入ということでございますけれども、シャトルバスにつきましては、交通の補助という意味合いあるんですけれども、そもそもが接種会場となっている総合保健福祉センターの収容台数の関係で、7月以降、接種者を大幅に増員するというところで、最大で1,900名近く収容するという計画を持ってございまして、それに対応するためには、あいあいセンターの駐車場があふれてしまうおそれがあるという、そういう現実の課題がございます。それに対して、シャトルバスを利用していただくことによって、あいあいセンター内の駐車台数を減らすという意味合いがあり、こういう事業を考えた次第であります。

あと、12歳から16歳の接種のワクチンの供給の問題ということでもあります。今現在は、12歳から16歳はファイザー社のワクチンということになってございますので、こちらについては、もちろん国の動向を注視しながら、市としてもファイザー社のワクチンを活用してまいりたいということで、供給に努めてまいります。

ワクチンの種類によっては、若い世代でなくても、大人の世代に活用するというところで、先ほどの職域接種等についてはモデルナを使用するといった使い分けを考えてございまして、若い方についてはファイザー社のワクチンということで、供給に努力してまいります。

あと、大学生の自衛隊の大規模接種会場に希望されるときへの対応でございますけれども、これ、先ほど部長答弁しましたが、あくまで基礎疾患のある方について接種券を早めてお出しするというところで、健常の方については、接種券届く年代の方は待っていただくということが基本と考えてございます。

以上でございます。

失礼しました。寝たきりの高齢者の漏れはないかということでございますが、現時点において、全て把握できているものと理解してございます。

○福山議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 2点聞きたいんですけど、タクシー事業じゃなくて、シャトルバスをするというのは、結局は駐車場問題であるからして、総合体育館のほうにも駐車場に止めていただいて、そこからシャトルバスで移動されていくということにつながる

と思うんです。お車を乗られる方はそうやって行くことができる形があると思うんですが、やはり全て若い世代、今後、年齢層が引き下がっていく中でも、やっぱりお車を乗らない方もいらっしゃいます。その方々に対して、やっぱり私は引き続きタクシー事業も併用してつくるほうがいいんじゃないかと。

今もともとやっている高齢者の65歳以上の方の接種でも、やはり同じように、駐車場がいっぱいで駐車場がなかったという現状もありますよね。それと同時に、タクシー事業もやったと。であるのであれば、若い世代に移行していっても、タクシー事業とシャトルバスも含めて、やれることは全部やりながら接種を進めていくという方法があると思うので、その検討ができないかという点を1点お聞きします。

次に、最後に、現役世代の接種です。これ、現役世代は集団と個別という形になるのか。というのは、現役世代は働いている方が多いんですね。そうなったときに、例えば、個別接種だと、医院の休みがあつたり、土・日できなかつたりといったことがあるので、そういうのがどうなるのかなというのがあるんで、例えば、集団も個別も両方やるのか、それとも個別だけに移行していくのか。そうなった場合に、じゃあ土・日の開設、その場合はどうなっていくのか。接種を促すために、どういう方策というのを考えていくのかという点が気になるので、その点だけお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 市来議員の再々質問にお答えをいたします。

車に乗らない若い世代の方にもタクシーの利用ができるようにというご指摘でございますけれども、タクシー利用の出発点は、あくまで高齢者の方で、自ら交通手段を利用できない方という限定で進めさせていただきました。基礎疾患のある方についても同様の考え方でございます。若い方については、自ら自転車、単車、また家族の方の車、そういった形で何とか、巡回バス等もございますので、いろんな方法で来ていただければと思います。

今のところは、タクシー事業の対象にするということは、健常な若い方については考えてございません。

あと、現役世代がこれから増えてくるに当たって、接種方法をどうするのかということでございますけれども、今までの集団接種と併せて個別接種を併用してということ考えてございます。個別接種につきましては、8月上旬を目標として、今準備を進めているところでございます。

なお、集団接種につきましては、現在も土・日中心で行ってございます。土・日・木で行ってございますので、若い方についても、都合のつけられる曜日ではないかというふうに考えております。また、個別接種も夜間の診療のあるところもございますし、医院によっては日曜の診療もございます。そういったところを活用していただいて、接種をしていただければと考えてございます。

○福山議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (12時06分)

再開 (13時13分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問は、地方創生臨時交付金についてであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止とポストコロナに向けた経済対策についての対応を地方公共団体が速やかに実施できるよう、令和2年度に創設されました。これまで第1次、第2次、第3次と、国から交付金が下りてきています。しかし、自治体などでは、この交付金について、一部その用途について適正に使われたのかが議論に持ち上がったことから、令和3年2月2日に、内閣府地方創生推進室より臨時交付金について、効率的、効果的な事業に活用するとともに、説明責任をしっかりと果たしていただくようお願いの文書が出されております。

岩出市においては、いまだホームページにも掲載されておらず、どんな対策をどのように講じてきたのか。また、目的なども一覧表となって閲覧することができない状況です。

そこで、まず1つ目は、実施状況の公表についてお聞きをします。

そして、2つ目は、効果の評価方法についてお聞きをします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 市来議員ご質問の2番目、地方創生臨時交付金についてです。

1点目、実施した事業の公表については、次期定例会で令和2年度決算の附属資

料として提出する主要施策の成果説明書において、各事業の概要、決算額、成果等をお示しする予定でございます。

なお、本交付金は、国からも、実施状況、効果等について公表することが求められていますので、決算認定後をめどに、市ウェブサイトにおいても概要資料を公表予定です。

主なものについて一部報告します。基本料金免除に係る水道事業会計への繰出金として1億6,491万7,610円、プレミアム付商品券事業として8,960万7,846円、妊婦応援給付金事業として2,767万7,686円、ひとり親家庭等応援給付金事業として1,369万8,545円、電子図書館サービス事業として1,046万3,590円の事業実績となっております。

2点目、効果の評価方法は、国から検証方法についての指定はありませんので、自己評価により実施したいと考えてございます。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 決算の終了後、公表していくというような形での答弁をいただきました。他の自治体では、例えば、海南市などでは、評価まではしなくても、1次、第2次、第3次と事業目的、事業内容、金額というのを市民の方が見れるような形で公表をされています。そのほかにも全国の幾つかの自治体も、何にどういう目的で、どういった事業を行うのかというのを既に公表しているところはたくさんあります。全てが終了した後ではなく、評価は後にしても、一体どれだけの金額が岩出市に下りてきて、どういった目的を持って、どの事業を行ったのか。これを見れるような形でしていくというのは、説明責任を果たすという意味での役割というのは非常に大きいと思います。

当然、議員のほうには、これまでどういった対策をやったかというのは一覧表としてきました。例えば、そうしたものを市民の方に閲覧できるような形で、すぐに公表できるよう、これはできると思うんですが、その辺について決算認定終わった後ではなく、今の段階でも市民にしっかりと見ていただく。説明責任を果たすという方法のほうが、私はそれこそいいと思います。これについて再度答弁を求めたい。

評価方法についてです。評価方法については、自己評価を行うということでありました。内閣府の地方創生推進室から出されている文書では、アンケート調査などで効果を測定するとともにとあります。市は自己評価を行うということですが、アンケートという実施、これはしないというふうな考えでよろしいのかどうか。多分、

担当のほうにも、2月2日の分の文書通知というのがあるかと思うんですが、そこにはアンケート調査をしなさいというふうに書かれています。

やっぱり税金が使われているからこそ、一体どういったものに使われたのか。自分たちの住んでいる地域の自治体がどういった対策を行いながら市民生活を守るといふ対策を取ったのかという点で、大変市民の方も、関心をお持ちになっていると。そういう意味では、やっぱり公平性をしっかりと説明責任を果たすという意味では、アンケート調査も含めたやり方を行っていくことが、私は筋であると思いますので、それについて答弁をいただきたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 再質問ございました。市民アンケートにつきましては、国からの通知では、事業の目的、内容に応じ、適切な方法により効果を測定することとされています。

本市における令和2年度の実施事業は、新型コロナウイルスによる影響を受けている方を対象とした支援、また公共施設等における感染対策が事業の大部分を占めており、広く市民向けのアンケート調査を行ったとしても、適切な効果測定が困難であると考えまして、自己評価により実施することにしてございます。

また、自己評価の体制であります。自己評価につきましては、事業を実施した所管課による効果の測定等を行い、概要資料とさせていただき予定としております。

公表につきましては、次期定例会で公表させていただいた後、ホームページ、市ウェブサイト等で公表させていただきこととしてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 1点は、公表についてなんですが、次期定例会の後という形になっています。これはなぜ次期定例会の後にするのか。ほかの自治体では、公表して、こういったものに使っていますと。事業を目的があってこういう形で使いますというような形での報告がありながら、岩出市では、なぜ公表を決算認定後、終わった後ですね、次期定例会、それはなぜなのかという点をまずお聞きをしたい。

アンケート調査等はやらなくて、そのほかの適切な方法によりということで、自己評価をしていくんだということなんですけど、これ自己満足にはなりませんでしょうか。というところが気になるんです。どのような形で対策を打ったのかというのは、やっぱりきちっと市民にとっても、しっかりアンケート調査を行う、これが

必要ではないかと。例えば、最初の第1次するときでもそうです。他の自治体ではいろんな対策を市民対策として使えるお金ありました。そういうことをやったにもかかわらず、岩出市のところでは、そうした対策を取ってこなかったのもあります。そういったことに対しては、市民からもたくさんの批判がありました。

自分たちが下りてきた交付金をどのような目的で使ったのかというのを検証するにしても、自己評価でやってしまえば、それは自己満足にすぎないのではないかと。対策を打って、それがどうだったかというのは、しっかり市民にアンケート調査なりを行って、それでどうだったのか、それが次につながる。例えば、同じような交付金下りてきた。まだまだ分かりません、これからもどうなるかが。

その中で、どういった対策を打っていくのかということも含めて、今後に生かすというためには、そうした市民へのきっちりとした評価を取り入れながらやっていくのが、私はこの税金の使い方だったり、事業の公平、また説明責任というのが果たせると思います。それについて再度答弁を求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 本市のほうでは、あくまでも各事業を評価した後で、もちろん各事業につきまして、改善点や反省点、そして今後に向けた対応も含めた上での評価として予定してございます。そして、そういった評価を踏まえて、今後の新型コロナウイルス感染症対策事業を評価結果を踏まえて、検討していきたいというふうに考えてございます。

そして、これまで行ってきた新型コロナ対策事業につきましては、昨年、令和2年4月の国の緊急事態宣言発出後、各種緊急事態措置による影響を緩和するため、支援対象のバランスを十分に検討し、広く支援が波及するよう努めた上で、市民、事業者に対する支援や公共施設等における感染対策など、市独自の取組を進めてまいりました。

そして、アンケートについて、市民アンケート等以外で評価するべきでないかということにつきましては、ほかにアンケート以外には外部有識者等による検証というのもございますが、国のほうから、都道府県や政令市等の大規模自治体においては、有識者の参画による検証を実施を検討するよう要請はされておりますが、本市は実施予定はございません。

以上でございます。

○福山議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 3番目は、生理の貧困対策です。

経済的理由などで生理用品を十分に入手できない生理の貧困の問題が注目されています。生理に関する啓発などに取り組む任意団体「#みんなの生理」が調査を実施し、過去1年で金銭的理由で生理用品の入手に苦労したことがあるかとの質問に、あると答えたのは20.1%に上り、若者の5人に1人が生理用品入手に苦労していることが分かってきました。

生理の貧困問題が注目される背景には、コロナ禍による非正規雇用の女性の経済状況の悪化があります。生理用品の価格は1パック数百円ですが、毎月必要となり、なければ日常生活は成り立ちません。生理は人によって量や体調の変化もそれぞれ違い、1パック数百円であっても、夜用、昼用、量が多い少ないによっても、それぞれの用途に応じて購入しなければならず、また生理痛がある人は痛み止め、貧血がひどい人もそれに合わせて処方薬を服用しなければならず、実際には数百円では済みません。

生理の貧困とは、経済的貧困だけが原因ではありません。配偶者からのDV、保護者によるネグレクト、父子家庭からの理解が得られないなどによって入手できない。また、羞恥心から購入することが難しいケースもあります。生理用品がなければ、全ての女性が学校にも行けず、仕事もできない。日常生活もまともに営むことはできないのです。生理用品は子供も必要とします。家庭の事情で十分に手に入らなければ影響は深刻です。

そこで生理の貧困問題、市の認識、そして教育委員会の認識をお聞きをいたします。

2つ目は、対策についてであります。5月19日の時点で対策を実施、実施検討しているところは255団体となっています。また、この間、生理の貧困問題が取り上げられ、さらに対策を実施する地方公共団体は増加しています。市においても保健福祉センターでの相談、配布の取組やトイレでの設置、教育現場では小中学校トイレに自由に使えるよう配置する対策を講じるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 3番目の生理の貧困対策についてお答えいたします。

まず1点目、市の認識についてですが、コロナ禍において雇用状況の悪化に伴い、



世帯の収入が減少し、生活に困窮する家庭やアルバイトができない大学生や専門学校生などが増加しており、節約のため毎月の生活用品である生理用品を購入することができない女性が増えているというのが生理の貧困問題であると言われておりますが、経済的理由だけでなく、ネグレクトやDVなどの問題が潜んでいるケースもあると言われております。

次に、2点目の対策についてであります。市が各担当部署で行っている相談事業の中では、経済的な相談という大きなくくりで相談される方が多く、生理の貧困に特化した相談が顕在化することはないため、なかなか実情の把握が難しいというのが現状です。議員ご提案の岩出市総合保健福祉センターでの生理用品の配布につきましては、難しいというのが現状です。

以上です。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 教育委員会の部門で、一括してお答えいたします。

まず1点目、認識についてであります。今、生活福祉部長がお答えしたとおりですので、割愛させていただきます。

次に、2点目の対策についてであります。この件につきましては、先月、新日本婦人の会岩出支部様から、学校施設の女子トイレに返却不要の生理用品の設置と相談環境の整備を求める要望書の提出がございました。

教育委員会では、まず本市の実態を把握する必要があることから、市立学校の実態調査を行っております。本市の小中学校では、児童生徒から生理用品について相談を受けた場合は、各校で用意しております生理用品を教育的配慮により無償で配布しております。

また、相談体制についても既に整備しており、児童生徒の気持ちに寄り添った相談支援を行っているところでございます。調査の結果では、生理用品をもらいに来る児童生徒は、緊急時以外、ほとんどなく、教員への相談や気になる児童生徒もない状況であるということでありました。

議員ご質問の生理の貧困問題については、学校現場だけで解決を図る問題ではなく、また女子トイレに生理用品を備えることについては、現状において、児童生徒にも特に問題もないと判断いたしますので、現状の方法で対応してまいります。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 すみません。ちょっと答弁漏れがありまして、議員ご提案の岩出市総合総合保健福祉センターでの生理用品の設置につきましては、まず貧困問題

を抱える方が相談できるきっかけづくりと必要な支援につなげることが重要であるとの考えの下、いつでもトイレにあって自由に使えるという方法ではなく、トイレなどに設置した配布カードを事務所の窓口で提示していただくことにより、無償で配布するという方法の検討を進めていく考えです。

また、市としましては、従来から行っている子供の貧困対策における経済的な支援として、児童手当や児童扶養手当の支給などの事業を行っていますが、低所得の世帯やコロナ禍において収入が減少した世帯に対しては、今年度実施する子育て世帯生活支援特別給付金を支給していますので、生活用品の購入費用に充てていただければと考えています。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 認識については、ほぼ私の思っている考えと、そして市と教育委員会が考えている認識というのは一致する点だと思います。そのことから考えて、まずは教育の現場の問題では、実態の把握を今調査している最中ですか、調査入るところですかね。その辺、ちょっと確認したいのと、今のところは問題がないと。そういう相談体制もやっていると。相談来た場合は、保健室かな、で渡すというような形を取っていると思うんですが、これ、コロナ禍において女性の貧困の問題が浮き彫りになったことによって、これ生理の貧困というのが表に現れてきたと。

やはり目に見えて分かれば、すぐに対応策はできると思うんですが、やっぱりなかなか恥ずかしくて言えないとか、子供さんの場合だったら、なかなか言いづらいという状況にもあります。

そういうことも踏まえて、全国的には、私持っている資料と、多分、市が持っている資料、一緒だと思うんですが、いろんな独自の対策を打ってきているわけですよ。そこにはトイレの個室に置いたり、トイレの室内に誰もが自由にできるような形でも置いていると。

もともと相談ができるのであれば、もちろんそれはそれでいいんですけど、やっぱり中には相談に行けない子供たちというのも数多くいらっしゃいます。そういう子供たちにも、やっぱり気を使うことなく使えたら一番いいのではないかと。

このほかにやるにしても、じゃあ、ほかの自治体はどうやっているかといったら、防災の備蓄を活用したり、予算措置をしたり、予備費を活用したり、こういうような取組でやっています。十分もちろん備蓄、岩出市にもあるし、予備費も活用ができることだし、予算取ろうと思ったら十分できるはずですよ。寄り添ってやるんであ

れば、もう少し丁寧に、子供たちに何の困り事もなく使えるような形で取っていくのが本来の在り方ではないか。もちろん実態調査もしていただき、やっていただくのは十分なんですけど、それと同時に、やっぱり一度置いてみると。そういうような方法が行えないか。それについて、再度答弁を求めたいと思います。

それから、保健福祉センター、そちらのほうでは、トイレにカードを置くということなんです。ちょっとその辺が分からなかったんですよ。カードがあって、そのカードを受付のほうに持っていったら、相談だったりというような体制に結びつくことができるというような形で捉えたらいいのか。それはそれで十分必要だと思うんで、当然それは、ちょっとその辺の制度のことをもう一度お聞きをしたいと思っています。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

全国の自治体でトイレへの設置、実施しているということは認識してございます。市内の各小学校における初経教育、これ、養護教諭が行っておりまして、学校で急に始まったら保健室の先生にお話ししましょうということで、お話をしております。

教育的な指導としましては、生理用品がいつでもトイレにあって自由に使えるということよりも、生きる力を育むということを考えて場合、困ったときの対応として、相談者に相談して、その上で解決を図ること。また、保健室に行って、先生とお話をする、コミュニケーションをして、ありがとうという感謝の気持ちを持つということ、礼節というものを大事にするということが重要なことであると考えておりますので、先ほど答弁したとおり、今までのとおりの対応をしております。

実態把握については、既に終了してございます。

○福山議長 子ども・健康課長。

○長倉子ども・健康課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

あいあいセンターの場合ですが、カードを提示していただくということで、トイレ等に置いてあるカードに、お困りの方は事務所にというようなカードを置くことで、それを持ってきていただくということで、言いにくいといっても、そのカードを見せていただいたら、そのときに必要な分をお渡しするという考えでいきたいというようなことを検討を進めていこうと考えております。

実際にトイレに設置するとなりますと、やはりどなたが持っていったかも全く分からない状況でありますので、まずは必要な問題を抱える方が窓口に来られるとい

うことと、また、それによって何か関わりが持てるかも知れないということのきっかけづくりということで、この方法で検討を進めていきたいと考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 保健福祉センターでの困ったときのカードというのは、対策というのは、私すごく評価できると思います。当然、困った方々に必要な分渡すということも十分大事なんですけど、やはり相談体制をつくることによって、何に困っているのかというのをつかむ上では、非常に重要な点だと思いますんで、そちらのほうを、例えば、もちろん保健福祉センターだけではなく、市庁内の各種トイレにも、ぜひカードを配布したりしながら、困ったらお声かけくださいというような取組というのは、これは全部に広げられるんじゃないかと。そうしてつかんでいくという部分にとっては、私、非常に大事だと思うんで、それは進めていただきたいと思います。

学校の問題については、実態調査も終わって、問題はなく行ってますということなんですけど、私、子供の視点から立ったときに考えていただきたいのは、やっぱりもちろん相談に行ける子はいいんです。相談、もちろん来てくださいよという体制を取るということも十分必要なんですけど、それができない子供たちも中にはいるということなんです。そこにどのような形で寄り添っていくのか。その子供たちをどういうふうに救済するのかという部分も含めて、やはり家庭の貧困の問題だったりというのは、なかなか表に言えるという機会は子供たちにはないです。

そうした子供たちも含めて、どのように救済をしていくかという観点から、この問題を取り上げて、個別のところにも、トイレに個室にもそういう設備をしてほしい、設置をしてほしいということで取り上げた問題です。

全国では、本当にやっているところ数々あります。実態は実態として調査した中で問題はないというような形の認識ですが、しかしながら、こうやっていろんな子のことを受け止めてやっているところもあるということですんで、ぜひ引き続き検討いただきながら、設置に向けた取組を行っていただきたいなと思います。

最後になんですが、SDGsの目標の5に掲げられているジェンダー平等って、真の意味で達成するためにも、女性の生理現象におけるあらゆる負担をみんなで共有、理解し合い、共に考えることというのが本当に大切だと思います。

その点において、市長にSDGsをこれから今後も掲げてやっていく中で、こうした問題について、ジェンダーの問題について、どのように考えているのかを最後にお聞きして、終わりたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再々質問にお答えいたします。

小中学校では、制度の周知というのは、既にもう完了しております、今のご質問では、引き続き児童生徒に対して、周知をしていきたいと思っております。

それから、小中学校では、児童生徒の日常の状況、こういうものを把握するというのが大事なことであります。当然、相談体制、この充実も図っていくということですが、対面でコミュニケーションを図っていく、こういうことを重要視していきたいと思っております。

○福山議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

市長ということでなんですが、私のほうから答弁させていただきます。

男女共同参画社会の実現に向け、また持続可能な世界を実現するためのSDGsの目標である「ジェンダー平等を実現しよう」に向け取り組んでいるところであります。

生理の貧困問題につきましては、特に本年3月頃から、生理用品の購入が困難な状況に陥る生理の貧困の話題が各メディアで報じられてきています。そうしたことから、国ではこの問題に対応するため、地域女性活躍推進交付金を拡充して、居場所の提供や生理用品の無料配布を用途とする、つながりサポート型を追加措置として、13億5,000万円を充て、孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆、つながりを回復することができるよう、支援策を時限的に実施することになりました。

この支援策については、アウトリーチ型支援や寄り添った支援のための居場所づくりなど、様々な課題・困難を抱える女性に対し、行政だけでは手が届きにくい支援をNPO等の団体の知見や能力を活用しながら進める計画となっておりますが、本市では、事業を効果的に実施する団体が見当たらなかったため、今回、断念したところです。

しかし、この問題については、当事者がなかなか声を上げにくい問題ではないかと感じておりますので、今後は他市の状況を見ながら、何ができるのかを研究してまいりたいと考えております。

○福山議長 子ども・健康課長。

○長倉子ども・健康課長 議員の再々質問のあいあいセンター以外の施設という面につきましては、まず、あいあいセンターで、このことをカードを置くという方法を

検討を進めていくという状況であります。

まず、その中で、今後は状況を見ながら、ほかの施設に行くかどうかというのは研究してまいります。

○福山議長 これでは、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 最後に、自治会について質問を行います。

自治会組織について、よく市民の方から話を聞くことが多くなりました。自治会構成件数が減ってきて、行事や掃除、役員など役割分担ができなくなっている。新しく入居をした方は自治会に入ってくれないなど、様々なご相談があります。

近年、役員の高齢化や若年層の未加入、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの組織において活動が縮小、形骸化し、運営や存続が困難な状況になってきているのではないのでしょうか。

まず1つ目に、自治会組織の現状と加入率に対する市の見解についてお聞きをしたいと思います。

2つ目は、加入に至らない理由、脱会に至る理由は何か。

3点目は、今後の対策についてです。

○福山議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 市来議員ご質問の4番目、自治会についての1点目から3点目まで、一括してお答えします。

岩出市では、今年5月31日現在、389の区自治会が組織され、1万5,139世帯が加入し、自治会等への加入率は63.7%であります。加入世帯数、加入率とも年々減少傾向にあります。加入率が減少する主な要因としましては、高齢化や共働き世帯の増加により、自治会活動に参加できないことや、自治会の役員になることでの負担や、現在は自治会に加入せずとも、市の広報紙等も入手でき、自治会に加入するメリットが感じられないといった自治会組織への理解不足などが上げられますが、これらの要因は、自治会への加入に至らない理由、脱会に至る理由にも共通しているものと考えております。

このように区自治会活動においては、高齢化や住民意識の希薄化などから、役員の担い手不足や地域行事への参加確保などで、会員の理解や協力を得ることが難しくなり、自治会組織を取り巻く環境は非常に厳しい状況であると思われま

市としましても、地域における諸問題の解決や大規模災害発生時の共助などには自治会による地域の連携と取組が必要と捉え、自治会加入促進の取組として、転入者及び転居者に対しての自治会加入チラシの配布や、広報紙に自治会への加入を呼びかける記事の定期的な掲載等を行っています。

また、新規の宅地開発の際には、開発事業者に近隣自治会等や新規自治会設立時の相談先等を記載したチラシを渡し、購入者や入居者への加入依頼等を行っております。

自治会等に対しても、引き続き自治会等振興助成金や地区集会所整備事業補助金制度の周知に努めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、チラシのほうも配布したりしながら、促進をさせていくという形で言われてたんですが、ある自治体に連絡してお聞きしたところによると、このチラシというのが岩出市のほうでも出されているんですが、岩出市のところへ加入してくださいという形で、先ほどの言った、こんな活動していますというチラシであるんですが、お住まいの地域の自治会長、役員の方にもご連絡くださいというふうに書かれているだけなんですけど、これ連絡先とか、例えば、ここに住んでいますというのが分かったら、どの人に、自治会長さんの連絡先を教えるとかということはあるのでしょうか。他の自治体に聞くと、きちっと連絡先まで教えて、こちらのほうに連絡してくださいねというような形でのお知らせの方法をしながら、促進を図っているといったことをお聞きしたんです。そこまでやっているのかどうかというところなんです。

あとは、自治会のない区域というのかなり多くなってきたと思うんです。自治会、新しい新興住宅地が建つと、自治会か組織がなかなか立ち上がらないという問題があると思います。その中に結成に向け呼びかける、宅地業者などの協力も得てるんですが、やっぱりなかなか難しいと。その中で何でできやんのかというとな、これ大阪の茨木市で調査したものがああるんですが、きっかけがないと。つくるきっかけがどうしてもうまくいってないというか、見つかってないというのが理由で、できないという状況が調査で分かっているんですね。

さっきも言うた、理解が不足していると言われたんですが、きっかけづくりというもどどのように進めていくかというのは、今後の打てる対策としてあるのではないかと。その辺のきっかけづくりをどう進めていくかというのを、考えを、今後ど

うするのかという点をちょっとお聞きをしたいと思います。

今現在ある自治会の組織の中に起こっている問題としては、自治会組織の構成世帯が減って、公園の掃除など、高齢化もあって、なかなかできなくなっているところがあります。清掃作業に業者に依頼すればお金がかかる。業者に依頼するからお金がかかるために自治会費を集められています、それが構成世帯が減ることによって自治会費が値上げをせざるを得ないと。値上げをすることによって、さらにまた、実は脱会していく方々がおられると。そういう悪循環が起こってきているんだという相談を先日受けました。

自治会への補助金増額の考え、引き下げられていると思うんです。でも増額をしながら維持をしていく、先ほどもおっしゃったみたいに、大規模災害起こったときとか、やっぱり隣近所に住む人たちが協力するということが大事になってきます。そうした意味で、この自治会組織が大事であれば、維持するためにも、この悪循環をどうするのかという問題があると思うので、補助金の増額、これを考えてはどうかと提案いたしますので、それについての答弁を求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務課長。

○木村総務課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず自治会長等の問合せにつきましてですが、総務課に問合せをいただければお答えさせていただきます。

あとですけれども、きっかけづくり、これにつきましては、今現在、広報紙、またはチラシ等できっかけづくりということで現在取り組んでいるところでございます。

次、補助金につきましての増額、これにつきましては自治会というのはあくまでも自治会が主体となってしていただいているものでございます。そこにつきましては市としましては、現在の補助金、これで活動の補助ということでお願いしているところであり、現在のところ増額の考えはございません。

○福山議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 今回の答弁聞くと、あくまでも任意でつくっていただくと。住民のあれがあるんでというような形で、何というんかな、積極的じゃないというんかな、そういうふうに取り取ってしまったんです。問合せいただければ教えますという形なんですけど、他の自治体では、やっぱりこの自治会組織って大事なものの、何が大事かというのを改めて知っていただくためにも、加入を促進するためにも、市として取



り組んでいることとしては、市がやっていることは、問合せがあったらお話するんじゃないくて、ここに住んでいるんなら、この方が会長ですというような形で連絡先まで教えているんですというような形で言われておりました。

受け身ではなく、もうちょっと積極的に、じゃあ自治会はこのまま存続の危機やと。なくなったら、なくなっても仕方がないと思われてんのかなと、ちょっとそういうふうを受けてしまうんですね。

自治会への補助金の問題についても、あくまでも、これやっているんだと言うねんけど、ただ自治会を組織、存続の危機というのは、どこの自治会も持っているんですよ。もちろん掃除、高齢化も来てるしって、みんな悩んでいるんですよ。住民も悩んでいるんです、これ。どうやって解決するかというのは、市も一緒に案、知恵を出していただきながら、住民も考えないといけない問題。その中には、やっぱりコーディネーター入ってもらったりと、いろんな取組をされているようなところもあります。

組織、この自治会をどう大事にしていくか、存続させるためにどうするか。住民側も悩んでいるんですよ。だからこそ脱会して入ってくれへん。入ってくれへんかったら自治会費上げなあかん。上げたら出ていく。どうしたらいいかって、ぶち当たっているんですよ。それをどういうふうにやっていくのかというのを、もうちょっと知恵を出しながらやっていくことが必要ではないかと考えます。

その1つとして、私は助成金を上げることも1つではないかというふうに言いました。それについて、再度お答えをお願いしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務課長。

○木村総務課長 市来議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、問合せの件でございますが、これにつきましては、自治会長さんの個人情報ということもございますので、問合せがあったらこちらでお答えするという方法で、今後も続けていきたいと考えてございます。

消極的ではないか、積極的でないということですが、市といたしましても、地域における諸問題の解決や大規模災害発生時の共助など、これが自治会、これが大変必要なものと考えてございますので、今後もそういう自治会の設立等、相談ございましたら、丁寧に乗っていきたいと考えてございますので、ご理解よろしく願いいたします。

○福山議長 これで、市来利恵議員の4番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

通告5番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で3点質問いたします。

1番目は、婚姻届と出生届について、2番目は、岩出市巡回バスについて、3番目は、防災についてお伺いいたします。

まず1番目、婚姻届と出生届について。

全国的に高齢化が進む中、和歌山県が公表している県内における高齢化の状況によると、岩出市は65歳以上の高齢人口比率が低い市町村の1位となっております。すなわち県の中では、若い人の比率が高い市であると言えます。しかし、大学進学や就職を機に、岩出市を離れる若者も数多くいます。

近郊の市町の人からは、岩出市はスーパーマーケットや飲食店が多くて暮らしやすいまちですねとよく言われます。また、岩出議会広報では、岩出市内の小中学生に、岩出市への思いを募集し、掲載していますが、そこにも岩出市は自然が豊かであったり、お店が多く、暮らしやすいという言葉がたびたび出ております。

このような岩出市に愛着を持ち、一旦市外へ出た若者がUターンして戻ってきたり、また他県、他市の若者も、岩出市に魅力を感じ移住してきたり、所帯を持ち、定住してくれることが望まれます。

まず初めに、岩出市では、過去3年間に何組の婚姻届と出生届が出されているのかをお聞きいたします。

2点目として、市では、市制施行15周年を記念して、オリジナル婚姻届が作成されました。新婚夫婦のスタートに記念になって、大変よいサービスだと思います。しかし、婚姻届を提出すると手元には残らないので、結婚記念証を作成し、カップルにプレゼントしてはどうかと考えます。結婚記念証を作成する考えはについて伺います。

3点目として、婚姻届や出生届を提出するために市庁舎を訪れた方々が届けを出した記念に撮影できるコーナー、いわゆるフォトスポットを設けてはどうかと考えます。新しい家族の誕生や結婚に花を添え、市への愛着心アップを図るとともに、本市PRのツールとしても生かせるのではないかと考えます。記念撮影できるコーナー、フォトスポットを設ける考えについてお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

- 中場総務部長 奥田議員ご質問の1番目、婚姻届と出生届についての1点目、過去3年間の婚姻届と出生届の数についてです。

当市に届出された婚姻件数は、平成30年度、234件、令和元年度、249件、令和2年度、214件、出生件数は、平成30年度、388件、令和元年度、447件、令和2年度、416件です。

2点目の市オリジナルの結婚記念証の作成予定は、現時点ではありませんが、今年度、市民課において市制施行15周年を記念し、岩出市オリジナル婚姻届を作成いたしました。お二人の記念日をさらに特別なものにしていただけるよう、令和3年度限定のデザインとなっております。

3点目の婚姻届や出生届を出した記念に撮影できるコーナーの設置についてです。

現在、正面玄関前ロビー周辺を含めた庁舎1階部分の改修設計案を作成中でございます。この中で婚姻の届出等で来庁された方に記念撮影していただけるメモリアルフォトスポットを設置する予定でございます。

- 福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

- 奥田議員 記念撮影のコーナー、メモリアルフォトスポットを設置する予定とのご答弁をいただきました。婚姻届や出生届に訪れた方々のみならず、他県、他市から訪れた方々にとってもメモリアルフォトスポットで記念撮影をすれば、岩出市での記念写真として思い出に残ってくれると期待いたします。

先ほどのご答弁で、岩出市オリジナル婚姻届は、令和3年度限定のデザインとなっているとのことでしたが、評判がよければ、今後も引き続き岩出市オリジナル婚姻届を作成するという考えについてお伺いいたします。

- 福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

- 中場総務部長 今回の婚姻届につきましては、市制施行15周年を記念しているものでございますが、今後も節目節目で、また作成していきたいと考えてございます。

そして、オリジナル婚姻届につきましては、2枚お渡ししておりますので、1枚を提出用、1枚を記念用としていただきたいと思いますと考えてございます。

- 福山議長 再々質問を許します。

(なし)

- 福山議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 次に、岩出市巡回バスについてお伺いたします。

令和2年10月、岩出市巡回バスの車両が新しくなりました。市のイメージキャラクター「そうへいちゃん」の大きなイラストがデザインされていて、色もブルー、グリーン、レッドと、町なかを走っていると、ひときわ目を引きます。このすてきな岩出市巡回バスが、市民の皆様に親しまれ、大いに利用されることを願います。

そこでお伺いたします。1点目、過去3年間の巡回バス利用者の推移について伺います。

市では、令和2年12月15日から令和3年2月1日の期間に、岩出市巡回バスに関するアンケートを実施しておられます。そこで2点目、巡回バスに関するアンケート調査の対象者と回答数についてお伺いたします。

3点目として、アンケート調査の設問で、満足度の高い事項と低い事項について伺います。

4点目として、調査分析を今後どのように生かすのかをお伺いたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 奥田議員ご質問の2番目、岩出市巡回バスについての1点目、過去3年間の巡回バス利用者の推移については、平成30年度、3万7,120人、令和元年度、3万6,957人、令和2年度、2万6,183人となっており、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年度と比べて約7割程度の利用数となっています。

2点目、巡回バスのアンケート調査については、利用者の満足度及び今後の運行改善に役立つ資料や情報として活用するため、昨年12月15日から今年2月1日にかけて実施しました。アンケート調査の周知や協力依頼については、市広報紙や市ウェブサイトにより広報し、アンケート用紙及び回収ボックスを巡回バスの車内や公民館をはじめとする公共施設に設置して回答を募るとともに、老人クラブ連合会を通じて会員へのアンケート用紙の配布を行った結果、回答数は304通でした。

3点目、満足度についてです。運賃、バス停の位置、バス停の間隔、時刻表の見やすさ、分かりやすさ、運行の正確さ、乗務員の対応、車内放送、鉄道や他のバス路線との乗り継ぎの8項目について、5段階評価による満足度調査を行ったところ、満足度の高かった項目は、運賃と乗務員の対応で、満足度の低かった項目は、鉄道や他のバス路線との乗り継ぎとバス停の位置でした。

4点目、調査分析の今後の活用についてです。アンケートの集計結果からも、巡回バスが高齢者をはじめとする交通弱者の方々にとって買物や通院など、地域内の日常生活の移動に必要なものであり、事業の継続は不可欠であります。また、今回、岩出市に住所を有する満65歳以上の方等に配布している巡回バスが無料で乗れるあいあいカードの認知度が低いことが分かりました。あいあいカードの知名度を上げれば、利用回数が増えるとの回答が多数あったことから、今後は同カードの普及のため、周知等を図ってまいります。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 アンケートの集計結果から、巡回バスが無料で乗れるあいあいカードの認知度が低いことが分かったとのこと。認知度を高めるために、65歳になったら、あいあいカードのPRを市から通知する、何か同封するとか、免許証返納に警察署を訪れた65歳以上の方に、今後の交通手段として巡回バスがあること、そして、その巡回バスに無料で乗車できるあいあいカードがあるということを知らせるチラシを警察の窓口においておくなども認知度を高める周知の仕方であると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

もう1点、市民の方から、自分が利用している病院に巡回バスで行きたいが、下車する停留所が分からないとの声が聞かれました。2019年に発行された岩出市暮らしの便利帳には、岩出市の医療機関が広告を載せております。病院名、住所、電話番号、診療科目、診察時間などが書かれております。ここに最寄りのバス停名を書き加えていただいたら、行きたい病院はどこで下車をすればよいか分かります。また、あるいは岩出市暮らしの便利帳の生活ガイドのコーナーに、岩出市的那賀医師会、岩出市の和歌山県歯科医師会のページがあるので、そちらに掲載することも考えられます。岩出市暮らしの便利帳を改訂する際には、最寄りのバス停名を記載することはできないかということをお伺いしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 再質問についてお答えします。

アンケート結果より、あいあいカードの認知度を高める必要があることから、今後、議員から今ご提案のあった方法も含め、様々な方法により周知を図ってまいります。

岩出市暮らしの便利帳の広告欄につきましては、広告主が宣伝費をかけて掲載し

ているもので、内容は広告主の裁量によるものとなっております。また、便利帳の改訂も未定であることから、広告欄に最寄りのバス停を表示することは難しいものと考えます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 続きまして、防災について伺います。

近年、毎年、豪雨災害や土砂災害が国内のどこかで発生しています。平成29年の台風21号では、本市においても甚大な被害が発生しました。長時間にわたる停電や強風に吹かれ屋根瓦が飛んだり、樹木が倒れるなど、かつて経験したことがないような大型台風が猛威を振るい、大きな爪跡を残しました。

災害での被害を最小限に抑えるためには、日常的に災害へ備えることが重要です。そのためにも、まずは自分や家族の身は自身で守る自助、近所や地域の方々と助け合う共助を平常時から実施し、大規模災害に備えることが重要です。

阪神・淡路大震災のときには、震源にほど近い淡路島北淡町では震度7を記録し、多くの人々が倒壊家屋の下に生き埋めとなりました。しかしながら、北淡町では、地域の住人同士が日常の暮らしを通じてお互いのことを熟知していたため、近隣住民で組織された消防団は、瓦礫の下で埋もれている人の位置を正確に推定し、速やかな救助によって、約300名もの人命を救ったと聞いております。これは平常時のご近所付き合いの重要性を再認識する事例であると考えます。

そこで1点目、本市でも各地域で自主防災会が結成されておりますが、市には幾つの自主防災会があるのかをお聞きいたします。

自主防災会は、いざというとき、迅速かつ効果的に防災活動を行えることが重要になってきます。そのためには、日頃から大きな災害に備えて、防災知識の普及や啓発、防災訓練を行うことが大切です。

そこで2点目として、自主防災会はどのような取組、活動をしているのかをお聞きします。

次に、市では、2019年に防災マニュアル改訂版を市民に配布されました。岩出市避難所一覧から始まり、ため池ハザードマップ、紀の川水系洪水浸水想定区域図、地震に備える震度予測図、土砂災害に備える、風水害に備える、災害情報を知る、

家庭・地域で備える等、丁寧で分かりやすく、微に入り細に入り書かれております。

ところで、地域によっては、ため池ハザードマップが重要であったり、別の地域では河川の氾濫による洪水被害が心配されるなど、地域によって気をつけなければならない注意点が違います。ため池の水位がここまで来たら避難するとか、河川の水位がここまで来たら避難するという、いわゆる避難スイッチを地域ごとに決めることが的確に命を守ることに繋がります。

また、台風が近づく数日前から、いつ誰が何をするのかをあらかじめ決めて実行していく地区独自のタイムラインを作成しておくことが、命を守り、被害を最小限に抑えるのに有効です。台風が来てから慌てることなく、前もって高齢者は避難してもらおうなど、その地域独自の防災計画が重要と考えます。

3点目として、地域ごとの防災マップづくりや住民主体の防災計画づくりを支援する考えについてお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 奥田議員ご質問の3番目、防災についての1点目、自主防災組織については、今年6月23日現在、自治会等を母体とする65団体がございます。

2点目の自主防災組織については、自分や家族の命は自分で守る自助、自分たちの地域は自分たちで守る共助において、重要な役割を担うこととなり、各組織において、防災倉庫や発電機などの資機材の配備をはじめとして、災害に備えた避難訓練や炊き出し訓練、また、講師を迎えての防災に関する講話や応急救護訓練などを実施していただいております。

3点目の地域ごとの防災マップづくりについて、市では岩出市防災マニュアルを作成し、紀の川の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、各種防災に関する情報を掲載し、全世帯に配布しております。

住民主体の防災計画づくりの支援としては、各自主防災組織や地域において独自の防災マップや防災計画を作成する場合、作成に当たっての具体的方法などの相談に応じています。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 自主防災組織は65団体あり、資機材の配備や災害に備えた避難訓練や炊き出しの訓練、講師を迎えて防災に関する講話や応急救護訓練などを実施しているとのことですが、中には自主防災組織を結成したが、何から始めたらよいのか、防

災の専門家を招いて話をしてもらいたい、どこに連絡すればよいのか分からないといった声を聞くこともあります。これから活動を始めようとする組織の助けになる自主防災活動マニュアルや先進事例の紹介があれば、自主防災活動の一步が踏み出しやすいと考えますが、いかがでしょうか。

あと1点、台風で屋根瓦が飛び、応急処置にブルーシートを購入しようとしたが、ホームセンターは売り切れ状態で、ブルーシートが入手できずに困った。今後は、いざというときのために、自主防災会でブルーシートを備蓄しようと考えているといった声も聞きます。自主防災会でブルーシートを購入するという場合の補助金について、そのようなこともできるのかということをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 奥田議員の再質問についてお答えします。

市では、自主防災組織の活動を支援するため、自主防災組織独自の訓練などへの活動補助や防災士資格取得への補助、防災に関する資機材購入補助を行っております。また、先ほどお話にありました活動につきましては、危機管理室の職員が講師をするなどし、活動方法の助言もいたします。

自主防災組織に対する資機材購入補助については、自治会等を新規に設立してから3年以内に自主防災組織を結成された団体及び当該補助を受けてから10年を経過した団体を対象としており、いずれの場合にもブルーシートは補助の対象としております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時40分から再開します。

休憩 (14時21分)

再開 (14時38分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和正之議員。



○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

冒頭、第一声としまして申し上げさせていただきます。

コロナ禍の中、その対策に携わる全ての皆様に心から感謝と敬意を表せていただきたいと思えます。

それでは、議長の許可を得ましたので、最初に、コロナ禍での学校行事・保育所行事について、そして、新型コロナウイルスワクチン接種について、この2つの点で、一問一答方式で、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、コロナ禍で学校行事・保育所行事について、4点お伺いします。

昨年からは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、従来の行事やイベントが見直され、現場では全国的に混乱と惑いが生じ、試行錯誤が続いていると思えます。これまで4度の緊急事態宣言が発出され、私たちの生活様式はがらりと変わっており、その中で懸念されているのが、不要不急の外出を自粛することや、各種の行事やイベントの中止、延期、縮小によるものです。このことで心の不調を感じる方々が多いと言われているのが事実であります。

その影響下の中、岩出市の学校行事や保育所行事も中止もしくは延期となり、様々な制限や抑制を受ける日々を送っている子供たちや保護者の方々がおり、目標となるものが見失われた子供たちは、漠然と不安を抱えております。

そんな中、今年になり、国立の医療研究センターの心の診療部が、コロナ禍で、子供と保護者がより強いストレス負荷がかかり続けていることが分かってきたため、心の健康、悩みについて、全国の子供924名、保護者3,705名、計4,629名の方々にご協力いただき、アンケートを取ったとのこと。そこで、中等度以上の鬱病状の子供が、小学生4年から6年生で15%、中学生で24%、高校生で30%もいたそうです。また、回答した保護者の29%も同様とのこと。であります。

内容について、子供たちや保護者からの自由意見がいろいろ掲載されていますが、その一部を紹介します。社会政策部門にて、中学校3年生、コロナ禍に縛られて自由がない、子供も我慢しているんだってことを大人に理解してほしい、もっと子供の気持ちを考えてほしい。小学6年生、大人はGo Toキャンペーンとかで出かけているのに、何で修学旅行や林間学校など、子供たちの重要なイベントは駄目なんですか……。高校3年、何で大人は旅行に行っているの、何で子供はこんなに世間からたたかれなくちゃいけないの、何で子供のことになるの、厳しい環境をつくるの。また、保護者の多岐にわたる数多くの意見もあります。

なぜこのような現状と、それに関する意見を紹介させていただいたかと申します

と、岩出市の子供や保護者から同様の意見をいただいたからであります。この市民の声を市政にお届けするのが私の決意であり、義務であります。

唐突で申し訳ございませんが、新人である私の決意を議会で述べさせていただきたいと思っております。

世の中が少子高齢化社会、人生100年時代、コロナ禍で誰もが不安定な今だからこそ、市政のぶれない行動力と、安心して暮らせると思える発信力が必要だと考えております。私自身、身を切る覚悟を示し、岩出市の活性化と市民の皆様のご意見をお聞きし、お届けするために挑戦を決意いたしました。今回、また今後のこの大切な心の問題をきめ細やかな問題として継続し、問題提起していきたいと思っております。

それでは質問ですが、1点目として、今の岩出市の現状を確認するために、岩出市の小中学校、保育所等で、コロナ禍のために中止等になった行事・イベントはありますか。

2点目としまして、市民の声からいただいた内容になります。小学校、中学校ごとに、中止、内容等、対応が異なっている行事・イベントはあるのか。

3点目として、岩出市と教育委員会は、中止、内容等による問合せ件数、内容を把握できているのか。これは市政運営を向上させるために必要不可欠な情報であります。

4点目としまして、行事・イベントの実施に関して、市民が納得する不公平感のない対応をしているのか、またマニュアル等はあるのか、お答えください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 尾和議員のコロナ禍での、まず学校行事について、一括してお答えいたします。

まず1点目ですが、小学校では、令和2年度、3年度ともに春の遠足が中止となっております。中学校では、運動部の春季大会と、中学2年生の職場体験学習が2年続けて中止となっております。

2点目についてですが、まず小学校では、マラソン大会を中止したのが3校、実施したのが3校であります。また、小学校5年生の森林体験学習では、2校が間伐体験を実施しましたが、4校は中止としております。運動会については、6学年を3分割にした学校が3校、2分割にした学校が3校であり、また、観覧者は1家庭2名までと限定した学校が5校、最小限の人数とした学校が1校でございました。令和2年度の修学旅行では、京都・奈良方面が4校、和歌山県内が2校でした。中

学校では、令和2年度の体育祭で学年別に実施した学校と全校で実施した学校に分かれますが、どちらの学校も無観客で実施してございます。

次に3点目については、問合せが直接学校にあった場合は教育委員会では把握しておりませんが、問合せの内容等により学校長から相談があった場合は、それぞれ対応してございます。

4点目についてですが、岩出市立小中学校管理規則第4条、学校の教育指導計画は、学習指導要領の基準及び教育委員会の指導により校長がこれを編成するとなっており、学校行事は学校長の裁量において計画し、実施の可否判断についても学校長に委ねられています。学校長は、校長会等で各校の状況、県内、市内の新型コロナウイルス感染症の感染状況や県からの通達等についての情報交換をしながら、児童生徒数、学校の敷地面積、実施時期や実施にかかる時間など、様々な情報を精査して、行事・イベント実施の可否や内容変更等を判断しております。

学習指導要領には、学校行事については、学校や地域及び児童生徒の実態に応じて、種類ごと、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の連携や統合を図るなど、精選して実施することとなっており、同じ行事・イベントを実施しても学校間により差があるのは、学校の独自性であり、不公平とは考えておりません。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 議員ご質問の1番目、コロナ禍での保育所行事についての1点目、保育所等で中止等になった行事・イベントはにつきましては、公立保育所においては、昨年度から今年度にかけて中止した行事は春の親子遠足のみで、その他の年間行事については、感染防止対策を講じた上で、実施時期や内容を変更するなど、工夫して実施しております。私立保育園、こども園、幼稚園においては、遠足、プール遊び、お遊戯会、宿泊保育を中止した施設がございます。

2点目の保育所ごとで中止、内容等が異なっている行事・イベントはあるのかと、4点目の行事・イベントの実施に関して、不公平感のない対応をしているのか、マニュアルはあるのかを一括してお答えいたします。

まず、公立保育所につきましては、行事の実施に関するマニュアルはありませんが、毎月2回、担当課と各保育所長で所長会を実施し、行事の内容や行事を行う上での感染防止対策などの協議を行っており、施設間で大きく内容が異なることはなく、不公平が生じることもありません。

私立保育園、こども園については、常に市役所担当課と情報共有を行っており、できる限り市内の施設で大きく行事の内容に差が出ないように、各施設で工夫してい

ただいております。また、私立幼稚園については、施設ごとに行事内容を決定しておりますが、令和元年の幼児教育の無償化以降、無償化に関する事務が市になったことにより、今後はさらに連携を強化し、各行事において情報共有に努めてまいります。

3点目の中止、内容等による問合せ件数、内容を把握できているのかにつきましては、問合せの多くを直接保育所が受理し、保育所で対応しているため、市役所担当課で全ての件数や内容は把握しておりませんが、問合せ内容の多くが行事の開催日程のことで、これはコロナ禍に関係なく、例年、同様の問合せを多数いただいております。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問を行わせていただきます。

この問題は、コロナ禍で外出自粛や学校休校、学校授業の中止・延期等、また保育所や幼稚園の利用自粛による子供たちへの影響を考えた視点と、それに対応する保護者の方からの声で質問させていただきました。

市政の市民の声から、ある行事で小学校と意見が合わず、岩出市に問合せした経緯があり、そこで納得のいかない電話対応があったことも事実であります。答弁されたとおり、学校行事等に関する決定事項は学校側にあるのも分かりましたが、より市民に寄り添った市政運営をする中で、市が把握している具体的な数字やデータに基づき、調査し、その上でどういうことができるのか、どのような対応が必要かを協議していくことも大切だと思いますが、再度市の見解と対応についてお答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

行事等に関して問合せがあったときの対応に、ちょっと冷たいところがあったと、こういうことですけども、丁寧に対応するように連絡をいたします。

それから、中止等、内容の変更とか、こういうことの相談についてですけども、例えば、ちょっと例に出させていただきますが、令和2年度の卒業式、令和3年度の入学式、これらは規模縮小、時間短縮という形で実施をしておりますが、これ、まず校長会で方向性を出して、ちょっと例年どおりの開催様式ではできないであろうということで方針を出します。その後、各学校においては、感染防止対策をどう

いう形でやっていくのかということを経験の中で検討をしていただくと。校長会の方針を踏まえて、各学校で考えていただくと、こういう形にしております。

その際に、学校の中において疑義が生じた場合は、学校長から教育委員会のほうに問合せがある、相談があると、そういう中で適切に指導助言をしております。そういう形で、確かに保護者から見たら不公平感があるのかなというところはあるかも分かりませんが、同じ教育委員会としましては、学校長の意見を尊重しておりますし、主役はあくまでも児童生徒であると、このように考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、2番目の新型コロナウイルスワクチン接種について、3点ご質問します。

いまだに猛威を振るい続け、感染力が強い新型コロナウイルスの変異株、デルタプラス株も流行する兆しの中、第4波となる緊急事態宣言が発出されるなど、社会経済への打撃や市民活動の不安がなかなか解消されていないのが現実です。このような状態を打開するべく始まった新型コロナウイルスワクチン接種ですが、これも全国で様々な課題が浮き彫りとなっており、各自治体で違いがあるのも事実であります。

そこで質問ですが、1点目は、全国で新型コロナウイルスワクチン接種の接種率が公表されている中、岩出市は希望される方の接種率を上げるため、独自の具体策を考慮したのか。

2点目は、ワクチン接種を希望する若者が大勢いることも事実で、大規模接種会場でも問題は起こっております。その中で、仕事をされている方々の接種について、いろいろと問題点があると思います。平日は仕事を休めなかったりと、接種後の後遺症を考えて、休日の前に接種を求めることなど、想定できることは多いと思いますが、これから始まる岩出市の希望される64歳以下の一般の方々への接種方法と対策は、前の議員からの質問に対して、ご答弁をいただいておりますので、違った形でご質問させていただきたいと思っております。

接種方法で、危機管理の観点から想定される問題点について、答弁願いたいと思っております。

3点目は、現行行っている接種会場は、災害時の避難所となっております。あらゆることを想定し、市民を守る対策が必要だと思っておりますが、どのような対策を取るのか。それに対しマニュアルはあるのか、お答えください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の2番目、新型コロナウイルスワクチン接種についての1点目、接種率を上げるため、独自の具体策を考慮したのかにつきましては、現在、集団接種にて対応しておりますが、接種率の向上を図るため、まず市内の29高齢者施設などの入所者及び従事者への施設接種を4月26日から開始し、岩出市総合保健福祉センターでの集団接種の実施と並行して、かかりつけ医による在宅の寝たきり高齢者への訪問接種と、長期入院者への院内接種を現在実施しております。

また、先ほども述べました梅田議員や市来議員に対する答弁にもありましたとおり、会場の駐車場が十分ではなく、収容台数が限られるため、タクシー送迎事業や周辺の駐車場の借用により駐車スペースの確保に努めており、7月11日からは、市民総合体育館を起点として、総合保健福祉センターとの間にシャトルバスを運行する予定です。

なお、集団接種の定員枠を5月30日の1回目の接種から拡充し、さらに6月5日の1回目の接種から、土曜日、日曜日に1時間の時間延長を実施し、接種率の向上に取り組んでおります。また、8月上旬には個別接種も開始できるよう準備を進めているところです。

続いて、2点目、64歳以下の一般の方々への接種方法と対策はにつきましては、6月15日を皮切りに、世代別に接種券を発送し、集団接種を進めています。各世代とも基礎疾患を有する方の順番を優先し、64歳以下の一般の方の予約開始は7月15日からを予定しています。

さらに、先ほどもご説明しましたとおり、8月上旬には個別接種も開始できるよう準備を進めております。64歳以下の方にも関心を持っていただくよう、広報紙やウェブサイト等で周知啓発に努めてまいります。

64歳以下の一般の方への接種方法についての危機管理の観点については、保険年金課長のほうから答弁させます。

○福山議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 ただいまの尾和議員のご質問の中で危機管理の観点からというお話が出ました。それについてのご回答でございますけれども、危機管理の解釈と

して、1つは、副反応に対する対応ということで述べさせていただきます。集団接種においては、土・日10人体制で医師を確保しておりますが、そのうちお一人を代表医師ということで、接種者が不具合を起こしたときに迅速に診てもらっていただけるよう、この先生ということで指定をしております。代表医師、また看護師2名がそこに張りつく形となっております。もし万が一のことがあるといけませんので、前もって、那賀消防組合、また入院等の際には那賀病院等にも事前に声かけをして、万が一の場合に備えてございます。

○福山議長 総務部長。

○中場総務部長 尾和議員ご質問の2番目、新型コロナウイルスワクチンの接種についての3点目、災害発生時に接種会場が避難所となった場合の対応に関しては、岩出市避難所運営マニュアルのほか、各避難施設別の避難所開設マニュアルを作成し、避難所の開設、運営に備えています。

現在、集団接種会場となっている総合保健福祉センターにおいては、台風等による警報発令時には集団接種を中止することとしており、避難所として開設時には、可能な範囲で避難者を受け入れることとしております。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問を行います。

新型コロナウイルスワクチン接種について、今、各自治体で独自の施策、情報発信に差が生じてきました。その中で首長のリーダーシップに世間の注目は集まっていると思います。また、岩出市民も関心事項であると思います。

最後に、岩出市では想定外や問題点が起きたとき、どのように独自の対策で対応するビジョンがあるのか、最後にお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

想定外の問題点が起きた場合ということで、想定外ということですが、ほかの自治体でも進めているワクチン接種でございます。そのような情報もいろんな情報を収集し、今後のワクチン接種に生かしていきたいと考えてございます。もし万が一、岩出市で何か問題があった場合には、プロジェクトチーム、こちらでの、検討委員会もございますが、こちらで検討していくこととなります。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これでは、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

通告7番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二、議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問を行います。

今議会では、交通公園・東公園の活用についてと用水路の改修について、お聞きしたいと思います。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず1点目として、堀口にある交通公園については、この間、岩出市として交通安全のルールや学習ができる公園として、また通常遊具のある公園として、昭和の時代から岩出市民に利用がされてきました。市民プールの撤去に伴ったのかどうかは分かりませんが、定かではないんですが、現在は遊具というものが撤去されてきています。以前は遊具が設置されていたということも含めて、公園機能を果たす上での堀口の交通公園、今、防災公園というような形になってきているんですが、この市の遊具の取組について、お聞きをしたいと思います。

2点目として、今も言いましたけれども、この交通公園は防災公園としての位置づけ、これが強化をされてきていますが、防災避難所としての公的施設の建設の考えを持つべきだと考えます。現在は、形式的には市民プールの跡地にあずまややベンチが設置をされてきています。あと防災のための物資の倉庫とトイレが新しく改修されてきています。

防災公園と呼ばれる公園は、言うまでもなく避難場所や活動拠点に指定をされ、震災や災害から皆さんの命を守る重要な場所となっています。大規模救出、救出活動拠点や、場合によっては、ヘリコプター活動拠点などに指定が各地でされてきています。この点からは市民が避難できる施設や、行政が万が一に備える事務対応ができる、例えば、北大池の跡に造られているようなコミュニティセンターなどの必要性が求められているのではないのでしょうか。公的施設についての見解、これをお聞きをしたいと思います。

3点目は、東公園について、市の見解をお聞きをします。

通告では東公園に駐車場の整備を図ってはどうかと聞いています。現在、この公園にはアスファルトなどによる駐車場の整備はされていません。車で来ても土の場所に置くことになります。なぜアスファルト舗装した駐車場の整備がされない



のかという点、この点をお聞きしたいと思います。

4点目は、東公園にあるプールについてであります。

この東公園プールは長年の使用によって、施設自体の老朽化が進んだということで、現在、利用停止となっております。市民プールとして利用できるよう建て替えを考えるべきだと考えます。市民に利用されていたときには1,200人前後の利用がされ、多くの方がこの公園を利用されていたものです。現在、岩出市として荊本にある新しくできたプールだけになり、建て替えを望む声が数多くあります。この点について、東公園プールについて、市の考えについてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○中場総務部長 増田議員のご質問の1番目、交通公園、東公園の活用についての1点目、堀口の交通公園の遊具の設置については、地域の方の要望もあり、今年4月、入札を執行し、今年7月、設置完了予定として事業を進めています。

2点目の交通公園の位置づけについてです。交通公園は、地震、災害等から一時的に命を守る地域避難場所に指定しています。中長期の避難を想定した小中学校等の避難施設開設後は、そちらに移動していただくこととなります。交通公園は一時的な避難場所として、マンホールトイレをはじめ、自家発電設備などを備えているほか、発災後の災害対応の活動拠点として、支援活動のための空き地や防災用の備蓄倉庫を設置しており、現時点で避難所となる施設の建設は考えてございません。

3点目、東公園の駐車場の整備については、現在、交通公園と同様、防災機能を持った災害支援活動拠点の1つとして整備を検討しています。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 4点目ですが、先ほど総務部長が答弁しましたとおり、現在、防災公園としての整備について検討しているところでございますので、市民プールとしての建て替えについては考えておりません。

なお、東公園プールは堀口プールとともに老朽化が激しいことから2つのプールを1か所に統合して、市民総合体育館敷地内に新市民プールを建設しております。岩出市において市民プールをもう1か所建設する考えはございません。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 公的施設の点については、先ほども言いましたけれども、災害時などに対しての事務所や、また市民の集会所、あの付近には集会所のない、そういう自治

会なんかかなり多いんですね。そういう点においては集会所としても利用できるということなんかも考えられると、こういう側面もあります。

また、以前、交通公園内には選挙のときに投票所、こういうものも設けられていました。しかし、プレハブのそういうもので対応されていきました。今も私覚えているんですが、総務部長なんかはそのときにはおられないんで、全く知らないと思うんですが、今も思い出すのが、夏の参議院選挙、このときにこのプレハブが、本当に選挙事務に携わっていた方、この方が汗ばとばとでね、こんなとこで座ってんのはもうかなわんと。実際に、クーラーがついてたのかどうかも分からんねんけども、何せ汗ばとばとで、タオル首に巻いて、しょっちゅう汗拭かなあかんというような形の中で事務をされていました。

今現在、多分たしか、そのことがあってからだと思います。選挙事務に関わってたその地域ですね、その方については、今、総合保健福祉センター、あいあいセンターにまで投票に行かなあかんというような対応に、やっぱりなってきたんですね。要するに、身近に投票できないというような事態も起きてきています。その点から見ても、やっぱり防災拠点の事務対応も含めて、いろんな公的施設の役割というのが、あの地域というか、あそこの公園の中にはコミュニティ面としても活用できる、そういう考えを、私はやっぱり持つべきだと思うんです。

そういう考えはありませんということで、これまで何回かこの問題も取り上げさせていただいたんやけども、改めて防災公園という位置づけができたことによって、さらにその必要性というのが高まっているんじゃないかなというふうに思うんです。その点について、再度そういう考えを持つべきだと私は考えるんですが、再度お考えをちょっとお聞きをしたいと思います。

公園の整備面については、早急に対応していただければなというふうに思いますし、つい最近、工事用のコーンみたいなもん置かれて、工事が多分始まりかけてきているんかなと思うんやけども、安全性も含めて、整備を進めていっていただきたいなというふうにも思います。この点が1点です。

2点目は、今、東公園については、整備を検討するということと言われてたんですが、これについては、東公園に新しくアスファルトの駐車場を整備をするということでもいいのかどうかという点を確認をさせていただきたいのと、東公園については、全くそういう考えはもうないんだという答弁でございました。

その点では、現実には、やっぱり岩出市として、1つになったプールの実態ですね、その点について、その観点からお伺いをしたいんですが、岩出の市民プールとして、

堀口と東公園にあったプール、この2つあった時期と、今、1つになったわけなんです。これについて年次的に利用人数については、どのような推移になっているのかという点、この点を2点目としてお伺いしたいと思います。

プールについては、今、1つしか要らないんだというような答弁だったんですけども、やはり市民について利便性という形も含めて、2つ、あの当時、1つから東公園にプールができた。2つ目のプールができた理由、どういう理由でそこにそのプールが必要だというふうに市は認識をしたのか、その経緯を含めて、理由をお聞きをしたいと思うんです。

そして、4点目には、老朽化したから利用できなくなりましたよ。これは、私、理解できるんです。しかし、本来、家でもそうだし、教育委員会関係でいうたら、学校なんかもそうなんです。普通、施設として利用してきた。そういったものが古くなって老朽化した。使えなくなって危険だよ、そういった場合は、やはり建て替えるんじゃないでしょうか。

東公園プールをやっぱり建て替えるということをしなないというのは、どういう理由で建て替える必要性がないのか、その理由について、再度お伺いをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず交通公園ですが、ここは、あくまでも、先ほど部長が答弁いたしましたが、一時的な避難場所ということで、これも答弁いたしましたが、マンホールトイレをはじめとして、あずまや、また釜戸ベンチ、備蓄倉庫、自家発電等々、備えているということで、現在のところ、あそこにつきましては、その施設、それを建てるということとはございません。

また、投票所ですけども、先ほど議員もおっしゃったように、あそこでプレハブをしたということ、私も1回そこで投票事務をさせていただいたんですけども、その当時は総合福祉センターがなかったということで、プレハブを建てて対応していたということでございます。

次の遊具ですか、これにつきましては安全性、これを第一に、早急に整備を行っているところでございます。

また、東公園につきましては、アスファルトの整備ということですが、詳細については、今後検討していくということになってございます。

以上です。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

まず、今の新市民プールが、あの場所に至った理由ということですが、2か所のプールが老朽化したことにより、できるだけ岩出市の真ん中、いろんな地域から近いところということで、その地区を考えたということでございます。

それから、利用者数で見ますと、平成30年度、堀口プールと東公園プールの合計の利用者が1万4,829人、一方、令和元年度の新市民プールの利用者数が1万4,981名であります。新市民プールの利用者数のほうが152名上回っておりますので、新しいプールで旧プールの利用者数を十分賄えるものと考えております。

それから、増田議員、これまで東公園の跡地利用については、過去の一般質問においては、選挙のときに投票できる投票所と、市民の憩いの場になる公園というような意見をいただいていたと思うんですけど、今回、またプールの建て替えというような違った提案をされておりますが、一貫性のない話になっているように思います。

跡地利用としては、先ほどから申し上げておりますように、防災公園の整備を検討しているというところでございます。

それから、もともとそこにあったからと、建て替えるべきではないかと、こういうご質問ですけれども、プールがもともとそこにあったから、それが地域の既得権ではありません。市行政進めていく上においては、必要性、効率性、いろんな観点から結論を出しているものでございます。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、東公園について、一貫性がないのではないかとというようなことを言われました。一貫性がないということは全くないですよ。その当時から、東公園については、現実的には投票所というようなときもあったでしょうというような形も含めて、今、皆楽園のほうに投票所にはなってるけども、そういったところが要るのではないかとこの点を指摘をただけであって、プールのことは一個も言うてないやないかとか、一貫性がないという、そういう対応だというのは、これは間違いだということだけは、きちんと指摘をしてさせていただきたいというふうに思います。

その点では、今、利用者人数、この点については、ほぼ30年とか元年では1万4,000台、元年で1万4,981人だというようなことを言われました。これは2つあっ

たときには、やはりその数自身については別々ですんでね、混雑面、そういう面においては、1つになったことによって、やはり混雑が増えてきているという実態があると思うんです。

その点については、やはり先ほど2つ目のプールができた理由、これは何でできたのかという点をお聞きしたんですが、その点については、2つ目のプールが必要になった理由、それはお答えがなかったように思います。その点では、改めて再度お聞きをしたいと思うんです。

併せて、これは市のほうにも見解だけをお聞きをしたいと思うんですが、荊本に新しく新プール建設、これがされたときに、市民の方、これはもう何人の方も、から聞いたんですが、こんな声があったんですね。せっかく新しく建て替えるのに、温水プールという部分がなぜ考えられなかったのかなという声とか、実質2か月ぐらいしか使わないのに、1年中使える対応面、こういうものなんかももっと考えてもらえたらよかったん違うのかなということとか、今、なくなりましたけれども、アポロスイミングスクールというのが、以前ありました。会員さんというのが、3,000人をはるかに超える会員さんがあったらしいです。

しかし、残念ながら、いろんな理由があって、市民の方からも本当に惜しまれながら閉鎖ということがされてるやんか。また、健康対策とか介護予防なんかに活用できるような、そういうような形での室内型のプールの考え、こういったものも、岩出市なんか、もっともってええんじゃないのかなと。要するに、高齢化対策と、要するに、健康促進、市民の憩いの場という形として、年間通して利用できる温水プールという点、こういうことなんかも大分言われたんです。

こういう点では、市としての室内型のプールというような面について、市としてどのような見解を持っておられるのかなという点、この点を最後にちょっとお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 まず、旧プール2か所造ったいきさつ、知っているのかという話ですけども、当時の状況、私は分かりませんが、現状において、2つ必要はないと、このように考えてございます。

それから、混雑具合のお話が出てました。平成30年度の堀口プール、東公園プールの1日最大利用者数が862名でございます。令和元年度、新市民プールの利用者数の1日最大利用者数が662名でございます。令和2年度からは、新型コロナウイ

ルス感染対策によって制限を設けてオープンしているため、特に問題はございませんけれども、今のところ、最大利用者数からいいますと、特に問題はございません。

それから、温水プールについてご質問がございましたが、先ほどから答弁しておりますとおり、岩出市に2か所のプールについては必要ないと考えてございますので、温水プールについて、全く頭の中にございません。

○福山議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員　2番目の質問は、用水路に対するの質問です。

岩出市においては、平成7年末で、人口が4万1,609人、世帯数は1万3,400戸でした。平成21年では、人口5万2,342人、世帯数は2万戸を超え2万95戸となり、令和3年末では、人口5万3,994人、戸数は2万3,692戸となってきました。

この間、宅地の開発が進んできている、こういう状況が現れてきていると思います。このような下で、開発が進んでいるにもかかわらず、昭和の時代から利用されている排水路で、大雨が降った場合、以前は田畑で雨を保水する働きができていましたが、新しく家屋ができたことにより、雨水の量が増えて浸水する事例、こういうものなんかも生まれてきています。

用水路改修において、今後の改修計画、この点について、市はどう進める考えなのか、この点をまずお聞きをしたいと思います。

2点目は、根来新運動場の南、また森の点滅の信号の交差点の南詰、一番南までではないんですが、南側の部分なんかで、やっぱり排水対策というのが必要ではないかという形で、一般質問なんかもしたこともございます。そのときには、実際には上部のほうで改修することによって、下部に影響が出てくるんだと。そういう点からは、もっと下の地域の下部流域の整備というのがまず必要だという点で、この間、回答がされてきています。

今も言いましたけれども、上部で改修すれば下流流域に多くの影響を及ぼすからとされてきたんです。この質問からも随分時間もたちました。この間、下部流域の地点において、どれぐらいの整備が行われてきたのか、岩出市としての実績はどのようなものがあったのか。上部流域との関連で、改修という点などについてのめど、今言ったようなところなんかを改修していくための、そういう部分についてのめどなんかはどのように立ってきたのかという点、この状況をお聞きしたいと思います。

3点目は、森南第一自治会西側の用水路、この用水路については、ここ数年、急

激に用水路に流れる水の量というものが大きく増えてきているというような状況がございます。現実浸水の被害というようなものなんかも出てきていますし、私は、対応面としては、やっぱりかさ上げによる工事というものが必要な場所ではないかと考えるものです。その点では、今後の市の対応について、現時点での見解というものをお聞きをしたいと思います。

4点目としては、1点目とも関わるものなんですが、岩出市全体で開発が進んでいるという点から見ても、市内各地で排水対策の強化というものが求められていると私は考えます。市として、用水路の拡幅、もしくは改修の対策、こういうものが必要と捉えている場所、これを市としては、この間、どのような形で調査をしてきているのか、その面についてお聞きをしたいと思います。

最後に、5点目についてであります。先ほども市来議員のほうから自治会の面について、いろんなことが言われていましたけれども、実際、自治会組織というのは、溝掃除というものも、実際には行われていると思うんです。ところが、現実的には、高齢化や実際に自治会組織のないような地域、こういった地域も、やっぱり増えているんですね。そういうところでは、当然、そういった形の溝の清掃、こういうものがやっぱり行われていないと思うんです。その点では、未清掃の用水路の把握、これがどういったところで、なかなか溝掃除なんかできてきていないのかという点とか、そういった状況を点検するような体制というようなものは、どうされてきているのかという点、この点についてお聞きをしたいと思います。

この点については、うちの自治会なんかでもそうなんですが、溝の清掃ですね、これやっぱり高齢化というのが、思った以上に進んでいるんです。今年もうやめとこよと。重たいあれを掲げてするのに、80、90の女でやったら上げるの難儀やろうと。2年の1遍にせんかと。場合によったら3年に1遍にせんかというような、こういう事例なんかも、現実には、うちの自治会なんかでもあるんですよ。

やっぱりこういう声は、ほかのいろんなところに、特に高齢化なんか進んでいる、そういうふうなところへ行ったら、やっぱり同じような悩みというの抱えておられるし、そういう点を考えると、未清掃の用水路という、それをやっぱり市としてしっかりと把握していく、つかんでいく、こういうことが求められているし、今後の課題として考えていかなければいけない問題の1つじゃないのかなというふうにも思いますんで、この点も併せて、用水路の未清掃の点検対策なんかも含めた把握、これをどうしているのかという点をお聞きをしたいと思います。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の2番目、用水路の改修についての1点目から4点目について、一括してお答えいたします。

市では、平成20年5月25日に発生した集中豪雨で、特に浸水被害の大きかった吉田、西野、中迫、高瀬、岡田地区を最優先対策地区として、平成21年度に浸水対策の検討を行い、計画を立て、順次改修を進めてまいりました。

改修実績としまして、中迫地区では、平成22年度に藤崎井用水路かさ上げ工事と、平成23年度に藤崎井山田川放流ゲート増設工事、岡田地区では、平成24年度に岡田上野分水ゲート設置工事、西野・中迫・高瀬地区では、平成30年度に大町排水路バイパス工事及び北川排水路拡幅工事、吉田地区では、平成25年度に六箇井鴨沼川放流ゲート増設工事と、令和2年度に市道東山下中島線浸水対策工事を行ってまいりました。また、平成22年度には、大雨のたびに被害が発生していた市道野上野清水線と市道山西国分線の川尻東交差点付近の冠水対策として横断管改良工事を、平成29年度には、平成25年の台風18号で新たに浸水被害を受けた山崎地区の山崎樋門に排水ポンプの増設工事等を行ってまいりました。

その他の地域につきましては、平成21年当時、市内全域において、水路幅40センチ以上の水路等の現地調査を行い、局所的狭小箇所は確認しておりますが、河川改修工事は下流側から効率的に実施するのが原則であります。そのことから、平成26年度より、各地区で用・排を兼ねた水路の浸水対策事業である農林水産省の国営総合農地防災事業が着手され、平成29年度に藤崎井支線水路「岡田排水路」が完了、令和3年6月に六箇井水路「波分山崎排水路」と「根来排水路」が通水可能となり、浸水被害の軽減が図られております。

また、県においては、住吉川、根来川の改修を順次進めていただいております。結果としまして、国や県による下流域の河川や規模の大きい主要な用排水路の改修が進むことにより、それらにつながる地域の用排水路の部分的な湛水等は軽減または解消されると見込んでおり、現在のところ、身近な用排水路の改修計画はありませんが、国、県事業の早期完了を強く要望するとともに、連携を図り、地元や関係者との調整を円滑に行い、事業の推進に努めてまいります。

なお、議員ご質問の根来新運動場の南や森点滅信号南詰、森南第一自治会西側水路につきましては、これまでに地元区自治会からの要望書の提出や市政懇談会での要望はありませんでした。

今後、改めて要望があった場合には、現地確認を行い、対策が必要であれば、地



元区自治会や水利組合との協議の上、対応してまいります。

次に、5点目についてですが、市では、未清掃用排水路の把握や点検は行っておりませんが、水路隣接者の通報や地元の清掃作業などで発見された不具合箇所の報告や聞き取りにより、速やかに現地確認を行い、対応しており、住民との協同作業による把握や点検に努めております。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、通告に書いているようなところで、地元からの要望がないというようなことを言われました。そういう答弁いいですか。私、森南第一の浸水があったときに、森南第一の自治会長さん、あえて名前は伏せますけれども、岩出市の市役所に要望もちゃんと出した。声もかけた。何とかしてほしい。そういうような形で、市に対して、しっかりと声は届けている。

私、被害出たときに、その方が市のほうにも言ったんだという声、私、聞いているんですよ。これは本会議場で一切そういう要望がないというようなこと自身、ちょっと見解、多分忘れられている可能性あると思うんで、その点については、少し間違いだという点については指摘をさせていただきたいと思います。その当時の森南第一の自治会長さんの名前も、もしそやったら言いますけれども、あえてそれまでは言いません。

でも、要望があったという点だけは確かなんで、その点は確認していただきたいと思えますし、実際に現地、用水路ですね、本当に数年の間に、水の量というのがほんまに増えて、用水路の、天いっぱいという部分、通るときなんかの水つくときなんか、いっぱいあるんですよ。現実には、一番の排水、南に抜けるとこなんか、六箇井でしたかな、藤崎井というんかな、東西に流れる用水路の下を抜けて排出するような地域なんで、なかなかやっぱり排水する水量というのが、なかなかはけない場合がやっぱり多くて、梅田議員が一般質問で言われて、ため池の改修なんかも、この間、市としても、どんどんどんどん進んできたということなんかも、私は関係しているのかなと思うんですけども、やっぱりため池なんかの工事なんかも含めて、改修もしていく。

実際には、それ以外にも、今も言ったんだけど、新しい新興団地なんかもどんどんどんどん増えてきて、旧の用水路のところ、新興団地からの水なんかが併せて流れてくると、そういうことなんかも、いろんな理由がやっぱりあると思うんですが、急激に水の量というのが増えて、排水できないというような状況なんかが現

実にやっぱりあるんです。

そういう点では、もう一回、その部分については、改めて市としても状況も含めて、現地調査なんかも含めて、やっぱりしっかりとやって、かさ上げ対策というのが必要ではないのかなということも含めて、再度議論し、現地なんかも改めて、やっぱり見ていただければなというふうには思うんです。

根来の新運動場の南なんかも、この前、市の職員の方なんかも、現地の状況なんかも調査に来られてました。実際に、改善の方向とか改善の必要性、そういうことなんかも、私は見えてきたんじゃないのかなと、改めて、現地の調査なんかも見ていただいて、改善の方向なんかも、対応面なんかも見えてきたんじゃないのかなというふうにも感じる場所もあります。

そういう点では、何らかの改修というのかな、それなんかも今後ぜひとも検討していただければなというふうにも思いますし、森の南の信号のそこなんかも、その当時は、根来川の改修というのが、まだまだ未改修の時点というのがあったんですけども、今の時点では、周辺のところまで、県事業としての河川改修なんかも進んできているので、何らかの形で根来川に放流できるような対応面とかというのも、この点なんかについても、改めて市のほうで、再度研究していただければなというふうにも思います。

そういう点では、改めて質問という形で、再度そういう対応面についてお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問についてお答えいたします。

先ほど議員からご指摘のありました森南第一自治会の用水路の件なんですけども、平成30年5月に、藤崎井水路の下を、今、議員おっしゃっている、下を通る、横断するサイホン管に障害物が詰まり、あふれたことはあります。そのときの浸水やと思うんですけども、そのときには障害物を撤去して、手前に障害物が詰まらないように、スクリーンを設置したことで、ごみが詰まる前に地元の方で清掃をお願いしております。現在は解消していますので、浸水被害は発生してございません。

それと、私、先ほどご答弁させてもらったんですけども、用水路の改修をしないとは、私、いっことも言ってません。一応、市で行う事業は、原則、今、計画ございませんけども、国の事業であるとか、県の事業であるとか、それを進めていただい

ていることによって、現在そういう新たな発生箇所はございません。

それと、最近では、浸水被害、住宅地内の床上・床下浸水の被害なんですけども、平成23年、台風12号、平成25年の台風18号で、床上浸水、床下浸水が発生したんですけども、それは紀の川が増水したことによる内水が排水できやんなんだことによるものでございます。

先ほど答弁しました平成20年5月の、これは早朝のゲリラ豪雨、集中豪雨で、たくさん雨が降った件なんですけども、要するに、対策を講じなければいけないときについては、この20年の5月であろうと、山崎地区の浸水被害による多額の費用をかけていただいたんですけども、排水ポンプの設置とか、やることはやっています。やらないといっことも言ってません。対策は、今、講じているんですけども、今現在、国事業であるとか、県事業で進めていただくことに協力をしていくということでございます。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、部長のほうからも答弁いただきました。

私は、誰もやらないから、市として、市はけしからんと言っているんじゃないんですよ。やはり市民の安全面という、財産も含めて、安全面なんかも含めて、改めて、私は先ほど言ったところなんかも、ごみ詰まってたんだというような答弁やったんですけども、それ以降でも、あふれる可能性がある。本当に縁いっぱいまで来てるよなときなんかも、いつあふれてもおかしくないような状況が、やっぱりあるんですよ。

そういう点で、改めて、そこだけじゃなしに、市として、しっかりと浸水が起こらないような、そういう部分について、今後もしっかりと職員の皆さんの力で、ご苦労されると思うんですけども、対策面、しっかりと実態調査なんかも含めて、今後しっかりとしていきたいというふうに思います。

さらに、その上で、市としてどうなのかという点、改めて、今言ったような形で、かさ上げというような部分が必要なんかどうかということなんかも、今後、市としてしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再々質問について、お答えいたします。

道路、水路等の地区内の個別的な要望につきましては、本年は、新型コロナウイルスの影響により書面によるものでしたが、毎年2月上旬に開催しています区自治会長会議の中で、要望書の説明を具体的に行っております。例を挙げたりとか、要望の事例説明とかしてやっています。

区自治会長から要望書を提出いただければ、要望内容にもよりますが、水利や関係者からの承諾書をいただく場合がありますが、先ほどからご答弁しましたように、現地確認を行い、対策が必要であれば、地元区自治会や水利組合と協議の上、対応してまいります

○福山議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、令和3年第2回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時02分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和3年6月29日

岩出市議会議長 福山晴美

署名議員 尾和正之

署名議員 福岡進二